

令和5年度宮津市廃棄物減量等推進審議会(第1回全体会) 次第

日時：令和5年7月7日(金)

午後2時00分から

場所：宮津市福祉・教育総合プラザ
第4コミュニテールーム

1 開 会

2 あ い さ つ

3 委 員 委 嘱

4 副会長及びし尿手数料検討部会長の選出

5 報 告

(1) 令和4年度の取組経過について【資料1】

6 議 事

(1) 諮問事項の確認【資料2】及び令和5年度審議会開催予定【資料3】について

(2) 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例に基づく取組について

【資料4】

・宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針(第1次)の策定について【資料5】

・令和4年度宮津市ごみ減量化及び資源化調査について【資料6】

・令和5年度ごみ減量化に係る実証実験等の取組について【資料7】

(3) 一般廃棄物処理手数料(し尿)の見直しについて【資料8】

(4) その他

7 閉 会

宮津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿(任期 R4.6.6～R6.6.5)

資源:資源循環検討部会
し尿:し尿手数料検討部会

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	部 会	備 考
宮津市自治連合協議会	一色 立雄	副会長	資源循環	自治連合協議会役員交代に伴い、R6年度から委嘱
〃	粉川 正太郎	副会長	し尿手数料	
宮津市地域女性の会	黒岡 芳子	会長	資源循環	
〃	中西 幸子	副会長	し尿手数料	
社会福祉法人成相山青嵐荘	矢野 順子	特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長	し尿手数料	
社会福祉法人北星会	笠井 裕代	特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長	資源循環	
大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU	古橋 由季	営業部 フロント担当 課長	資源循環	
ハーベスト株式会社 宮津工場	小畑 晴美	工場長	資源循環	
株式会社にしがき	松田 高正	スーパー事業部 営業次長	資源循環	
宮津商工会議所	谷口 政史	副会頭	し尿手数料	
宮津商工会議所女性会	小谷 美穂	副会長	資源循環	
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部	幾世 健史	天橋立観光協会 副会長	資源循環	
宮津天橋立観光旅館協同組合	小西 均	理事	資源循環	
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	資源循環 し尿手数料	会長
福知山公立大学	谷口 知弘	地域経営学部 地域経営学科 教授	し尿手数料	

オブザーバー

団体名等	氏 名	団体での職名等	部 会	備 考
株式会社 J E P L A N	岩崎 靖之	営業業務課 エキスパート	資源循環	
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長	資源循環 し尿手数料	
宮津与謝環境組合	居村 真	事務局長	資源循環	

宮津市（審議会事務局）

役 職	氏 名	備 考
宮津市市民環境部長	山根 洋行	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課長	廣瀬 政夫	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課課長補佐兼環境衛生係長	大和 陽三	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課環境衛生係主査	井上 一希	審議会事務局

<p>R4. 6. 6 第1回全体会</p>	<p>○委員委嘱</p> <hr/> <p>○会長、副会長の選出</p> <hr/> <p>○諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型社会推進条例（仮称）の制定について ・資源循環型社会推進条例（仮称）制定後に策定する実施計画について ・宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について ごみ減量化について(可燃ごみ(生ごみ)現状調査資源化研究、食品ロスの削減等) 大型ごみ収集運搬について/し尿くみ取り手数料について <hr/> <p>○資源循環検討部会及びし尿手数料検討部会の設置</p> <hr/> <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量・資源化促進事業～資源循環型社会への転換～について ・意見交換
<p>R4. 9. 2 第1回資源循環検討部会</p>	<p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月6日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会について <hr/> <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津市プラスチック等資源循環促進条例【新条例】の制定の概要について ・ごみ減量化について（宮津市ごみ減量化及び資源化調査等）
<p>R4. 9. 30 第2回全体会</p>	<p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月6日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会について ・令和4年9月2日開催の第1回資源循環検討部会について <hr/> <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について ・ごみ減量化について（宮津市ごみ減量化及び資源化調査等） ・今後の取組について 大型ごみ収集運搬について/し尿くみ取り手数料について
<p>R4. 10. 6</p>	<p>■宮津市議会全員協議会 【説明事項】宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について</p>
<p>R4. 10. 13 ～11. 3</p>	<p>■パブリックコメント 宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について</p>
<p>R4. 11. 8 第2回資源循環検討部会</p>	<p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月30日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会第2回全体会について ・令和4年10月6日開催の宮津市議会全員協議会について <hr/> <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について パブリックコメントの結果について/条文（案）について/答申（案）について ・宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について 宮津市ごみ減量化及び資源化調査等について/大型ごみ収集運搬の廃止について
<p>R4. 11. 10 第1回し尿手数料検討部会</p>	<p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理手数料の見直しの検討について
<p>R4. 11. 18 第3回全体会</p>	<p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月30日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会第2回全体会について ・令和4年10月6日開催の宮津市議会全員協議会について ・令和4年11月8日開催の第2回資源循環検討部会について ・令和4年11月10日開催の第1回し尿手数料検討部会について <hr/> <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について パブリックコメントの結果について/条文（案）について/答申（案）について ・宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について 宮津市ごみ減量化及び資源化調査等について 大型ごみ収集運搬の廃止について/し尿くみ取り手数料の見直しについて

R4. 11. 30	<p>■令和4年 第7回 (12月) 宮津市議会定例会</p> <p>議第87号 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について【提案】</p>
R4. 12. 20	<p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年11月18日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会第3回全体会について し尿処理手数料の見直しの検討について <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の適正化に関する指針(案) <未定稿> し尿処理手数料の経費充当先(他市町の状況) 社会的弱者への減免(他市町の状況)/し尿汲み取り件数と1件当たりの汲取り量 需要家費、固定費、変動費/浄化槽・下水道の初期投資額比較 公共下水道計画区域内の下水道未接続者のし尿処理手数料
R4. 12. 13	<p>■令和4年 第7回 (12月) 宮津市議会定例会</p> <p>議第87号 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について【議決】</p> <p>■宮津市議会全員協議会</p> <p>【説明事項】一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて</p> <p>■宮津市自治連合協議会幹事会</p> <p>一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて ～「宮津市廃棄物減量等推進審議会」中間報告～</p>
R5. 1. 1	<p>■宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例 施行</p>
R5. 1. 24	<p>第4回全体会</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年11月18日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会第3回全体会について 令和4年12月20日開催の第2回し尿手数料検討部会について 宮津市プラスチック等資源循環の促進に関する条例の施行について 宮津市ごみ減量化及び資源化調査について <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について 改正案について/答申について その他 今後の審議会の取組について(基本指針の策定、し尿処理手数料の検討) 新条例施行市民講演会について(令和5年3月13日)
R5. 2. 22	<p>■令和5年 第1回 (3月) 宮津市議会定例会</p> <p>議第29号 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について【提案】</p>
R5. 3. 30	<p>■令和5年 第1回 (3月) 宮津市議会定例会</p> <p>議第29号 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について【議決】</p>

※全体会4回、資源循環検討部会2回、し尿手数料検討部会2回

R5. 2. 28	2023年度SDGs未来都市等の提案 ➡ R5.5.22:SDGs未来都市に選定
-----------	------------------------------------------

令和4年度 諮問書

宮市第145号
令和4年6月6日

宮津市廃棄物減量等推進審議会 会長 様

宮津市長 城 崎 雅 文

本市の資源循環型社会への転換について(諮問)

気候変動が地球規模で様々な弊害をもたらす中、本市においては、令和2年6月に2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行うとともに、令和3年10月には、隣接する与謝野町と共同で「気候非常事態宣言」を行ったところであり、市民の皆様とともにSDGsの取組、特に、環境の取組を加速し、持続可能な資源循環型社会へ転換していく必要があります。

この取組を推進するために、宮津市資源循環型社会推進条例(仮称)を制定し、環境、経済、社会の各側面の取組を統合的に構築すること、また、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の深化が求められます。

つきましては、下記の事項につきまして審議会のご意見をいただきたく諮問いたします。

記

【諮問事項】

- 資源循環型社会推進条例(仮称)の制定について
- 資源循環型社会推進条例(仮称)制定後に策定する実施計画について
- 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
 - ・ごみ減量化について(可燃ごみ(生ごみ)現状調査資源化研究、食品ロスの削減等)
 - ・大型ごみ収集運搬について
 - ・し尿くみ取り手数料について

答申状況まとめ

令和4年度諮問事項	答申の状況
(1) 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について	R4.11.22 答申 R5.1.1施行
(2) 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例に基づく基本指針について	R5継続審議
(3) 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	
①ごみ減量化について ②大型ごみ収集運搬について	R5.2.15 答申 R5.4.1条例一部改正
③し尿くみ取り手数料について	R5継続審議

※諮問事項を条例の正式名称の確定に伴い一部読み替えています

宮津市廃棄物減量等推進審議会の開催予定等【令和5年度】

資料 3

R5年7月7日	<p>第1回 宮津市廃棄物減量等推進審議会（全体会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の交代 ・副会長選出 ・令和4年度の実施のまとめ ・令和5年度の実施（諮問、答申の確認） など
R5年7月下旬	<p>第1回し尿手数料検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿手数料の審議
R5年8月上旬	<p>第2回 宮津市廃棄物減量等推進審議会（全体会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿手数料の答申 ・条例基本指針の審議
R5年8月下旬～	<p>宮津市議会定例会（9月議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について提案（し尿手数料の改正）
R5年9月下旬	<p>第1回資源循環検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例基本指針の審議
R5年11月上中旬	<p>第3回 宮津市廃棄物減量等推進審議会（全体会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例基本指針の答申 ・ごみステーション、ごみ袋のあり方について意見交換（諮問外）

R5.1.1 「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」 施行

資料 4



宮津市ではSDGsの取組を推進しています



条例の趣旨・目的：地球温暖化に起因する気候変動の影響や海洋プラスチック問題等への対応を契機として、プラスチックをはじめとする資源循環の重要性が高まる中、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、将来へ良好な環境を引継ぎます。

【宮津市の現状】

- ・市民一人1日当たりごみ排出量が国や京都府平均と比較して多い。
H26～H30平均 本市：1,030g 国平均：930g 京都府平均：800g
- ・市民のごみ分別意識・行動は府内でもトップクラス。(不十分な地域もある)
- ・観光旅行者等の来訪者が多い。

【宮津市の動き】

- 令和2年6月 「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」宣言
- 3年10月 「気候非常事態宣言」
- 4年8月 「ペットボトル水平リサイクルの包括連携協定」締結



市民の方等への情報発信や啓発などにおいて、最も訴求力のある**条例の制定**を選択

【国の動き】

- 平成30年6月 「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
- 令和元年5月 「プラスチック資源循環戦略」策定
- 3年3月 「地球温暖化対策推進法」の一部改正
- 6月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立
(令和4年4月施行)

資源循環の取組が加速

【京都府の動き】

- 令和2年12月 「京都府地球温暖化対策条例」の一部改正
- 3年1月 「京都府プラスチックごみ削減実行計画」策定
- 4年3月 「京都府循環型社会推進計画」策定

宮津市廃棄物減量等推進審議会において、条例制定の審議。(パブリックコメントなども踏まえて答申)

【主な答申の内容】

- ・基本理念などの分かりやすい表示
- ・楽しみながら取り組めるよう促す
- ・市内外への発信と観光客への協力要請
- ・環境教育と環境学習の推進
- ・先進的な取り組みを行う企業との連携

理念条例として「**宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例**」を制定。市民、事業者、観光客、行政が協力して循環型社会、脱炭素社会、自然共生社会の構築を目指します。
<令和5年1月1日施行>

【主な内容】

- 資源循環の促進等に関する基本的な施策
 - ・再資源化に適した質の高い分別回収
 - ・プラスチックの資源循環の促進等
 - ・海洋プラスチックごみ対策の推進
 - ・資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等
 - ・市民等の自主的な活動を推進するための措置
 - ・資源循環を促進する事業所の認定

具体的内容は、令和5年10月頃策定の基本指針において定めます。

◆宮津市では、資源循環の促進の取り組みに加えて、**食品ロスの削減に積極的に取り組む**ため、「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を一部改正しました。

「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」の詳しい内容はこちら>>>



問合せ先：宮津市市民環境部市民環境課環境衛生係 TEL：0772-45-1617 Mail：eisei@city.miyazu.kyoto.jp

「宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針（第1次）」の策定について

R5. 7. 7 宮津市市民環境課

【根拠】 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例 <抜粋>

(基本指針)

第8条 市長は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 資源循環の促進等に関する基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、資源循環の促進等に関し必要な事項

3 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、宮津市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の軽微な変更には適用しない。

【概要】 表題：宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針（第1次）

1 指針の趣旨（期間：5年間）

2 資源循環の現状

(1) 国内の状況 (2) 京都府の状況 (3) 宮津市の状況

3 資源循環の促進等に関する基本的事項

(1) 廃棄物等の排出抑制及び食品ロス削減

(2) 循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

(3) 分かりやすい情報提供

(4) 海洋プラスチックごみ対策

(5) 環境教育及び環境学習の推進

4 資源循環の促進等に関する施策の展開

(1) 廃棄物等の排出抑制及び食品ロス削減

ア プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制

(2) 循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

ア 再資源化及び再利用

イ 使い捨てのプラスチック使用製品の代替素材への転換

(3) 分かりやすい情報提供

ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信

(4) 海洋プラスチックごみ対策

ア 市民協働による海岸清掃等

イ プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進

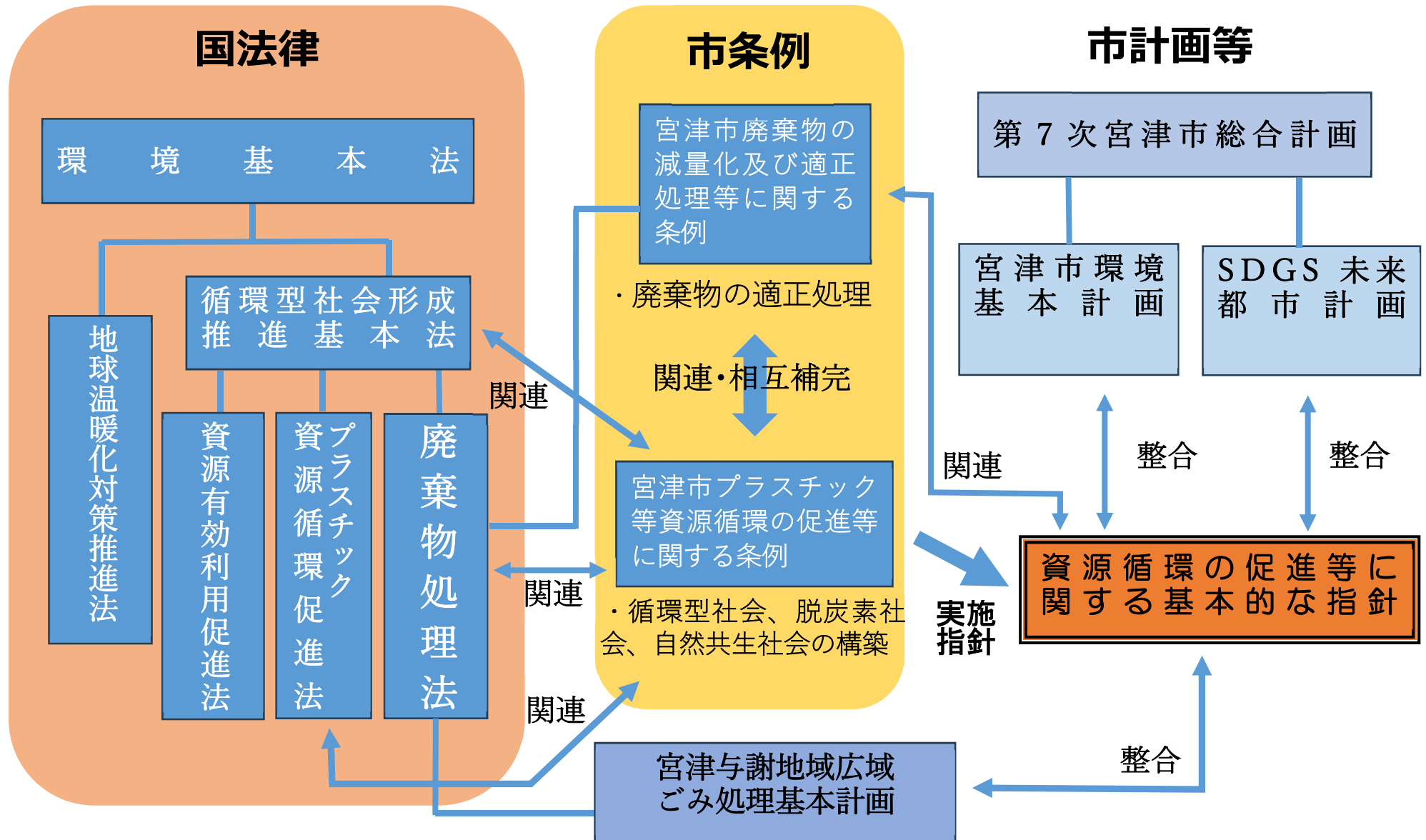
(5) 環境教育及び環境学習の推進

ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進

5 連携協働・推進体制の整備

ア 市民、事業者、行政及び観光旅行者等の連携

基本指針の位置づけ





宮津市ごみ減量化及び資源化調査等 報告書

(一部抜粋)

NTTビジネスソリューションズ株式会社
京都ビジネス営業部
バリュービジネス推進担当

ごみ減量化及び資源化調査内容概要



1. 現況調査
2. 食品残渣推定量について
3. 実機実証試験について
4. 事業所アンケート調査の集計



1. 現況調査報告

✓ 食品を扱う業種の事業所のごみの重量を計測

対象：業種別に選定した宮津市内の事業所7施設（食品を取り扱う事業所）

調査実施日：【1回目】9月11日～12日 【2回目】9月25日～26日

【追加調査】10月26日～11月1日

実施内容：1.事業所から排出された事業系可燃ごみの重量測定

①生ごみ以外の事業系

②可燃ごみ生ごみ（弊社食品リサイクル対応）

③生ごみ（弊社食品リサイクル非対応） 3種を測定

※分別作業は事前説明の上、各事業所にて実施

2.各事業所への現況ヒアリング

3.データの集計

現況調査報告（実測値）

✓ 現況調査を実施した業種及び実測結果については、下表のとおりです。

- 事業系可燃ごみの内、生ごみが占める割合は、32.6%～87.1%であった
- 老人保健施設は、おむつ等の量が多く、生ごみの割合としては低い結果となった
- 食品加工の可燃ごみの内、生ごみの占める割合は大きく87.1%を占めた
- ホテル・旅館(大)では、調理場から出されるごみや食べ残し等、分別に工夫が必要であった

	業種	1日の事業系可燃ごみ(kg)			食品リサイクル比	
		①(kg)	②(kg)	③(kg)		
A	特別養護老人ホーム	115.5	77.8	37.6	0	32.6%
B	ホテル・旅館(大)	81.7	39.6	40.3	1.8	49.3%
C	ホテル・旅館(中)	2.1	0.4	1.7	0	79.3%
D	スーパー①	55.3	9.5	40.2	5.6	72.6%
E	スーパー②	91.8		64.3		70.5%
F	飲食店	4.1	1.5	2.0	0.6	48.8%
G	食品加工	56.8	7.3	49.4	0	87.1%

①生ごみ以外の事業系可燃ごみ ②生ごみ（食品リサイクル対応） ③生ごみ（食品リサイクル非対応）

2. 食品残渣推定量

- ✓ 食品を扱う業種の事業所の食品残渣について現況調査のデータを元に単純推計を行った

対象事業所：宮津市内の食品を取り扱う152事業所

業種	推計方法
特別養護老人ホーム	実測調査施設のごみ排出量を基準に最大入居者数を比較対象とし推計 生ごみに関しては現況調査施設以外の施設は調理業務がないため0とした
旅館・ホテル（大）	実測調査施設のごみ排出量を基準に宿泊定員及び令和元年宿泊旅行統計調査（国土交通省 観光庁）の京都府の宿泊稼働率数値により推計した推計を実施
旅館・ホテル（中小）	最大収容人数51名以上を（大）としそれ以下を（中小）とした
スーパー・小売り	実測調査2施設のごみ排出量の平均を基準とし事業所面積にて比較を行い推計を実施
飲食店	実測調査施設のごみ排出量を基準に収容可能人数にて比較を行い推計を実施
食品加工	食品加工業は工場系業者のみを調査施設と同等に排出していると仮定した

業種別食品残渣推定



✓ 現況調査結果から宮津市内の食品を取り扱う事業所の事業系可燃ごみ及び生ごみ排出量を想定

- 想定年間事業系可燃ごみ：816.01t
- 想定年間食品リサイクル対応生ごみ：414.94t
- 全事業所の想定される平均食品リサイクル比=50.9% (414.94 t ÷ 816.01 t)

R4.11.30時点		年間		備考
業種	事業所数	事業系可燃ごみ全体(t)	内生ごみ(食リサ)(t)	
特別養護老人ホーム	5	149.65	13.55	・現況調査施設以外の施設は調理業務なし
旅館・ホテル(大)	8	265.31	130.86	
旅館・ホテル(中小)	51	35.92	28.50	・収容可能人数51名以上を(大)とし 50名以下を(中小)として算出
スーパー・小売り	10	176.39	125.19	
飲食店	74	124.06	60.53	
食品加工	4	64.68	56.31	・食品加工工場を調査施設と同等の排出条件と仮定した。
合計	152	816.01	414.94	



3. 実機実証試験報告書

- ✓ 食品リサイクル装置の実機試験を行った。概要は下記に示す。

設置事業所	ハーベスト宮津工場
食事提供数(食/日)	990名分（教職員含む）（学校開校日に限る）
従来のごみ処理方法	産廃業者回収
設置機器	MDT-200 ウェルクリエイト社製
設置期間	2022年 7月31日～11月30日
期間中総投入量(kg)	3422.81kg
生成一次発酵物量(kg)	220kg
一次発酵物運搬先	綾部リサイクルセンター
減容率	93.57%（約1/16）
処理コスト削減効果	約10000円

期間中の生ごみ投入量



ハーベス宮津工場 生ごみ投入量(kg)

	8月分	9月分	10月分	11月分
	3.47	52.51	51.1	37.52
	4.84	63.81	51.37	73.2
	6.12	87.64	52.3	50.6
	6.71	43.57	39	83
	4.3	16.57	49.24	37.18
	3.95	58.05	63.51	63.2
	5.64	48.25	48.54	38.5
	5.15	39.07	55.59	44.95
	6.73	72.14	79.75	48.81
	4.73	41.7	43.28	72.1
	4.11	66.2	58	38.13
	4.02	40.8	58.88	56.15
	5.59	34.79	104.65	57.9
	3.1	40.2	45.069	14
	50.37	66.7	72.6	57.17
	54.42	59.8	40.9	52.23
		57.4	51.46	77.75
		60	62.7	75.91
		72.95	59.44	66.1
		52.8	42.83	
合計	173.25	1074.95	1130.21	1044.4
平均		53.75	56.51	54.97
		総合計		3422.81
		期間中平均		55.08

□ 機器設置期間

2022年7月31日～11月30日

□ 期間中の平均投入量（一日）

55.08kg

□ 投入内容

調理残渣（野菜皮・端）

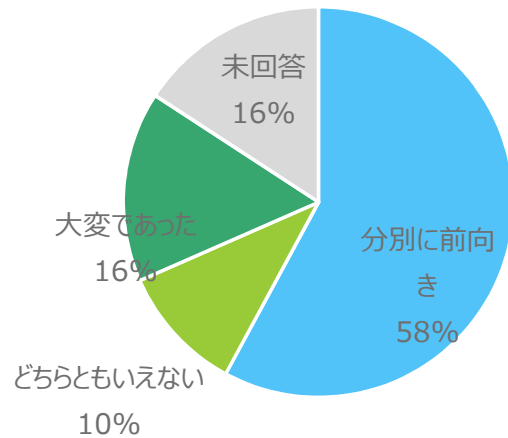
給食残渣（米飯、食べ残し）

アンケート調査報告



- ✓ 試験実施施設の従業員に対し、運用の感想や課題についてアンケートを実施した。
アンケート項目は5項目、方式は自由記載、回答人数19名であった。

1. 生ごみとそれ以外の可燃ごみとの分別についての感想、課題を教えてください



回答	分別に前向き	どちらともいえない	大変であった	未回答
件数(計19名)	11	2	3	3

アンケートのキーワード

慣れれば苦でない

大変・手間

良い取組

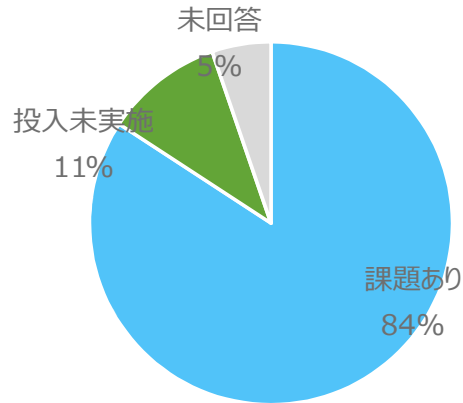
袋が多くなった

より分別に気をつけるようになった

アンケート調査報告



2. 投入作業についての感想、課題を教えてください



回答	課題あり	投入未実施	未回答
件数(計19名)	16	3	1

アンケートのキーワード

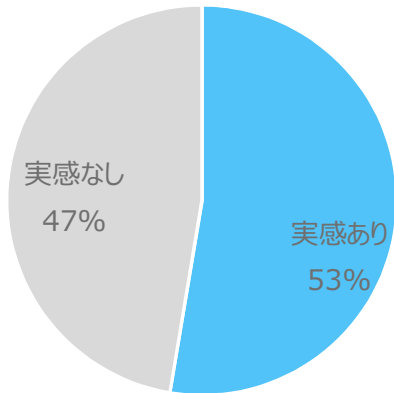
臭いがきつい

投入口が高い

重い、投入苦勞

雨・天候

3. ごみ減量効果の実感について教えてください



回答	実感あり	実感なし
件数(計19名)	10	9

- 実際には産廃処理に出すごみは1/6に減量したものの、減量効果を実感しているスタッフは半分程度にとどまった。
- 実感がないとご回答いただいた方の中にはデータが気になる方もおり効果を可視化することでモチベーションとなる可能性が考えられる

アンケート調査報告



4.本取り組みを継続すると仮定した場合の感想・課題を教えてください（複数回答あり）

継続したくない

い

14%

衛生面

14%

臭い

18%

設置場所

54%

回答	設置場所	におい	衛生面	未回答
件数(計22件)	12	4	3	3
課題	ご意見			
設置場所	・天候に左右されないところ ・導線を短くしてほしい			
臭い	・臭いがきつく屋内に設置できない			
衛生面	・中身が散乱している（虫、獣が寄ってくる）			

5.SDGsへの取組についてのお考えや取組んでおられことがございましたら教えてください（複数回答あり）

何もしていない

35%

食品ロス削減

26%

リサイクル

22%

マイバック・ボトル

17%

回答	食品ロス削減	マイバック・ボトル	リサイクル	何もしていない
件数(計23件)	6	4	5	8
手前どり	詰め替え商品	残さず食べる		
マイバック	残さず食べる	買いすぎない		



4. 事業所アンケート調査の集計

✓ 食品を扱う業種の事業所〇〇〇事業所にアンケート調査を実施

○対象事業所：152事業所

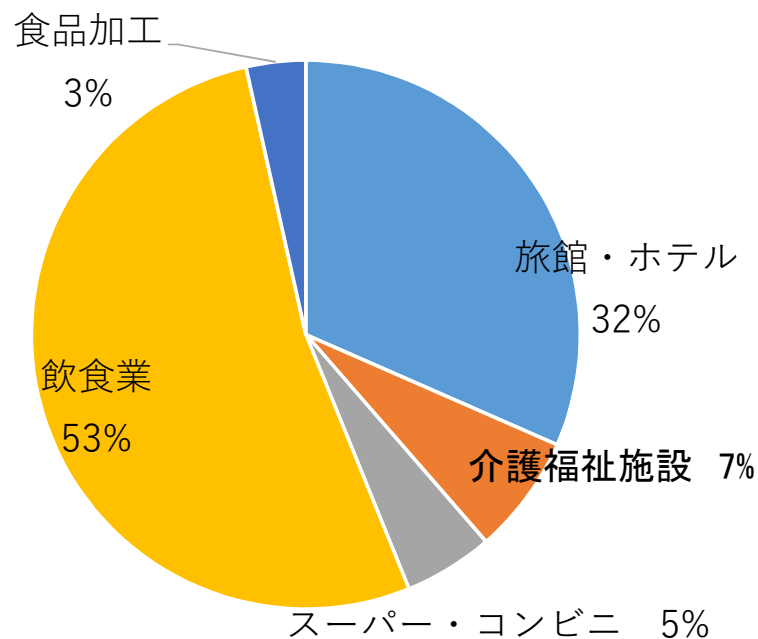
内回答を得た事業所：57件

○アンケート項目（別紙1-2参照）

業種、従業員数、ごみの出し方、ごみ処理費用、ごみ排出量の把握状態、
生ごみの割合、資源化の取り組み状況、ごみ減量化の課題、減量化・資源
化を行いたいごみについて等21項目

アンケート結果

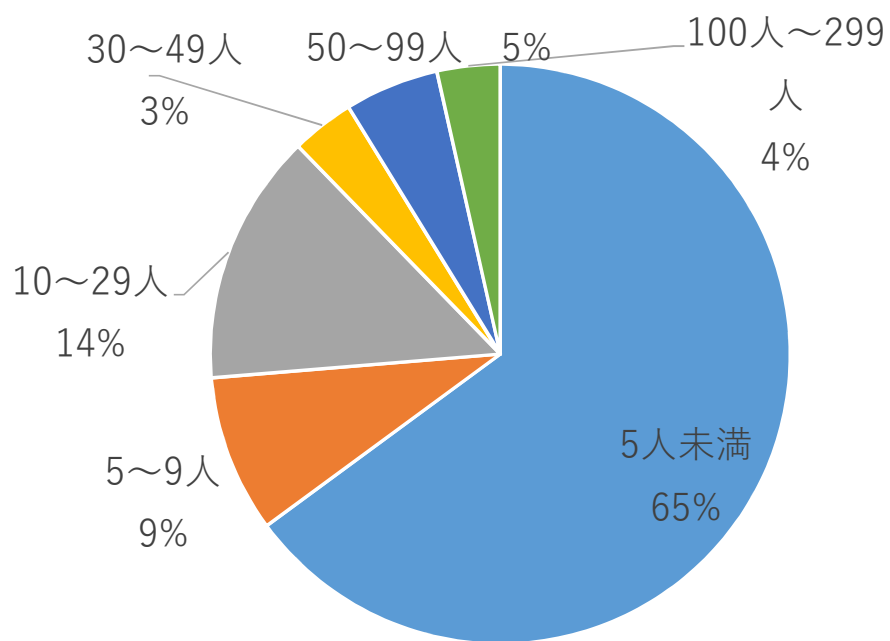
問1. 貴事業所はどの業種に該当しますか



業種	回答数	割合
旅館・ホテル	18	32%
介護福祉施設	4	7%
スーパー・コンビニ	3	5%
飲食業	30	53%
食品加工	2	3%

アンケート結果

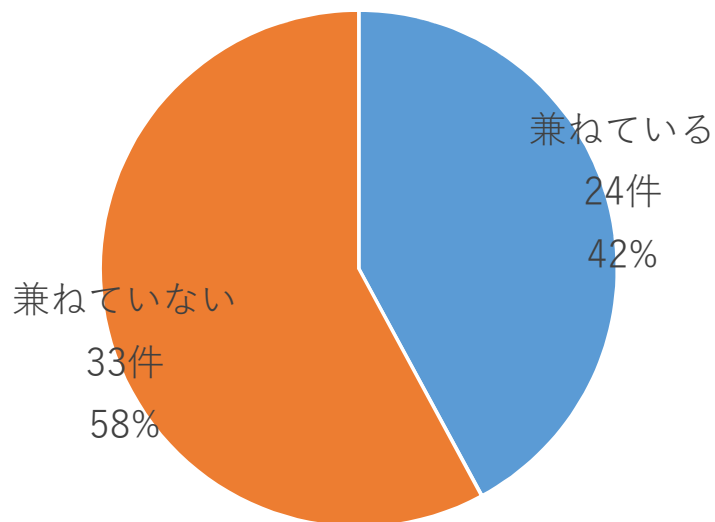
問2. 貴事業所の従業員は何人ですか？



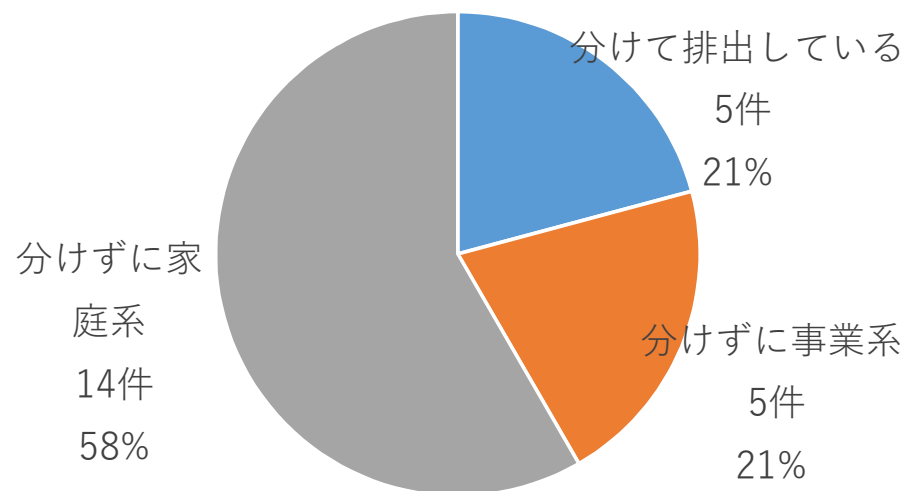
従業員数	回答数	割合	構成業種
5人未満	37	65%	旅館ホテル:12 飲食業:23 食品加工:2
5～9人	5	9%	旅館ホテル:2 飲食業:3
10～29人	8	15%	旅館ホテル:2 スーパー・ コンビニ:3 飲食業:3
30～49人	2	4%	旅館ホテル:1 飲食業:1
50～99人	3	5%	介護福祉施設:3
100人～299人	2	2%	ホテル・旅館:1 介護福祉施設:1

アンケート結果

問3. 貴事業所は、経営者や従業員の住居を兼ねていますか

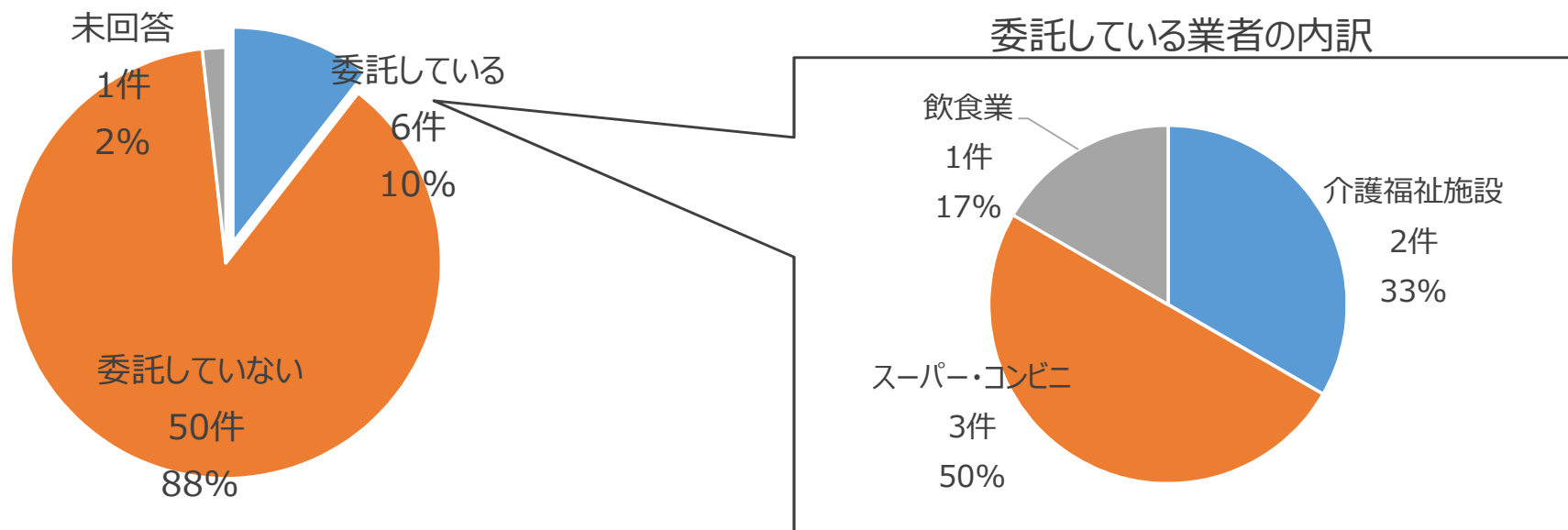


問4. 住居を兼ねている場合、事業系ごみと家庭系ごみに分けて排出していますか。



アンケート結果

問5：貴事業所では、ごみの収集を一般廃棄物処理業者に委託していますか。

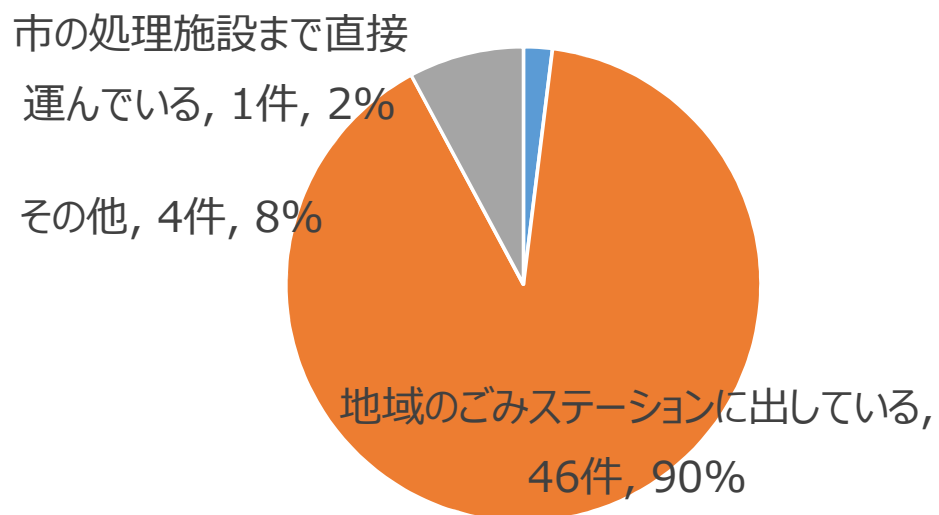


問6：問5で「1. 委託している」とお答えの方にお尋ねします。契約の形態は次のうちどれにあたりますか。1.従量制、2.定額制、3.その他

答：従量制：3件 定額制：3件

アンケート結果

問7. 問5で「委託していない」とお答えの方にお尋ねします。ごみをどのように処理していますか。

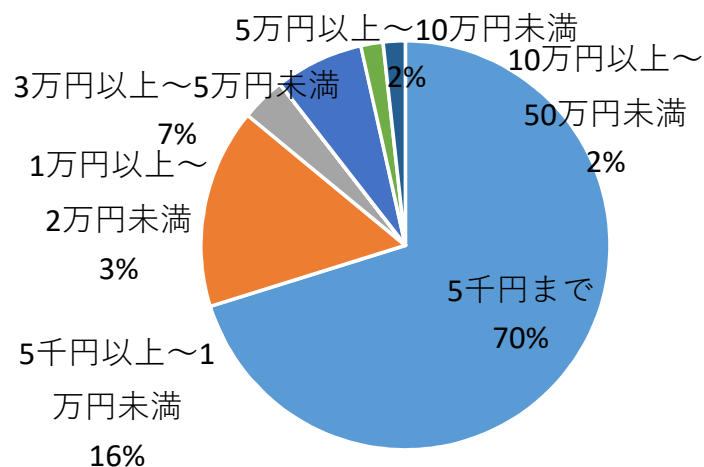


○その他の回答

- ・敷地内のごみステーションに出している
- ・家庭系として出している
- ・詳細回答無し
- ・施設まで回収に来てもらっている

アンケート結果

問 8. 貴事業所は、ごみ焼却処理費やリサイクル費等のごみ処理経費として、1 カ月平均どれくらいかかっていますか。ごみ搬出のごみ袋の経費も含まれます。



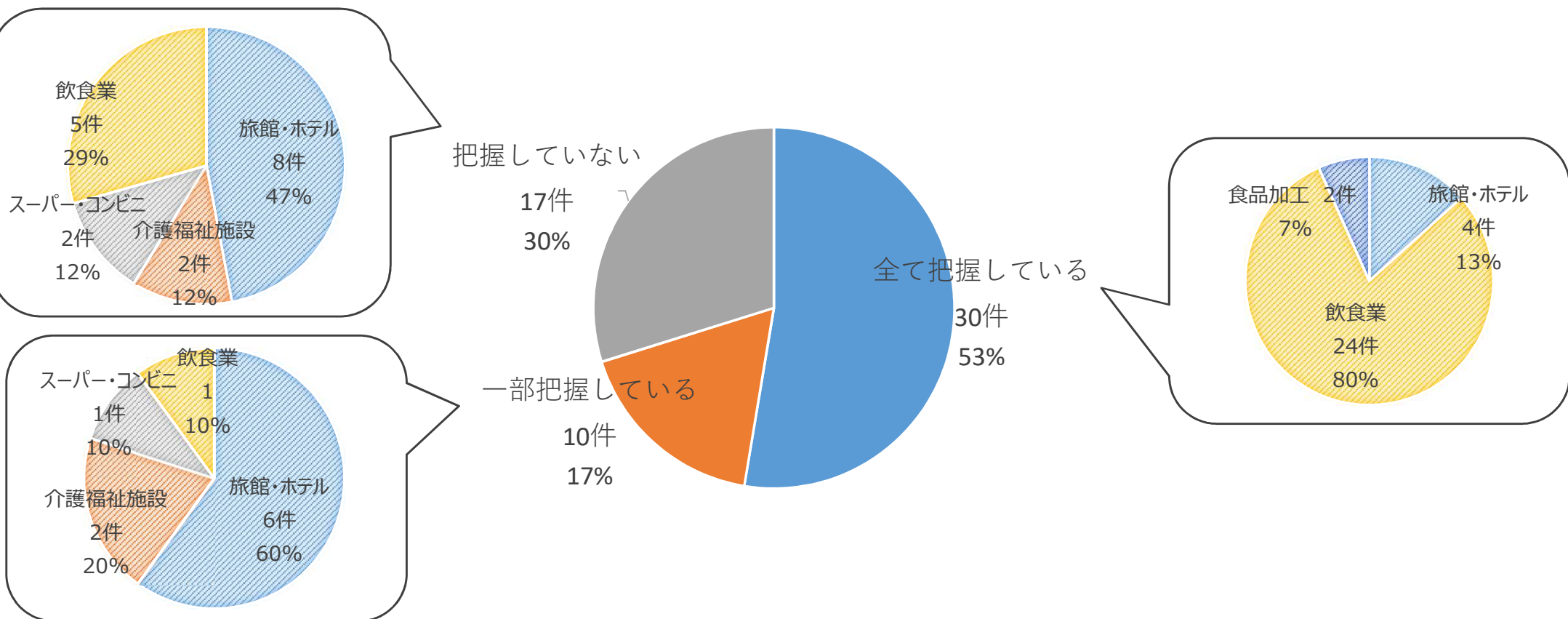
業種	回答	割合	
5千円まで	40	70%	旅館ホテル:11 介護福祉施設:1 飲食業:26 食品加工:2
5千円以上1万円未満	9	16%	旅館ホテル:5 食品加工:3
1万円以上2万円未満	2	3%	介護福祉施設:1 飲食業:1
2万円以上3万円未満	0	0%	
3万円以上5万円未満	4	7%	介護福祉施設:2 スーパー:2
5万円以上10万円未満	1	2%	スーパー:1
10万円以上50万円未満	1	2%	旅館ホテル:1

○問 5 で収集を委託している業者のごみ処理費用について

- 5千円まで：介護福祉施設 1 件 5千円以上 1 万円未満：飲食業 1 件
- 3万円以上5万円未満：介護福祉施設 1 件 スーパー・コンビニ：2 件
- 5万円以上10万円未満：スーパー・コンビニ 1 件であった。

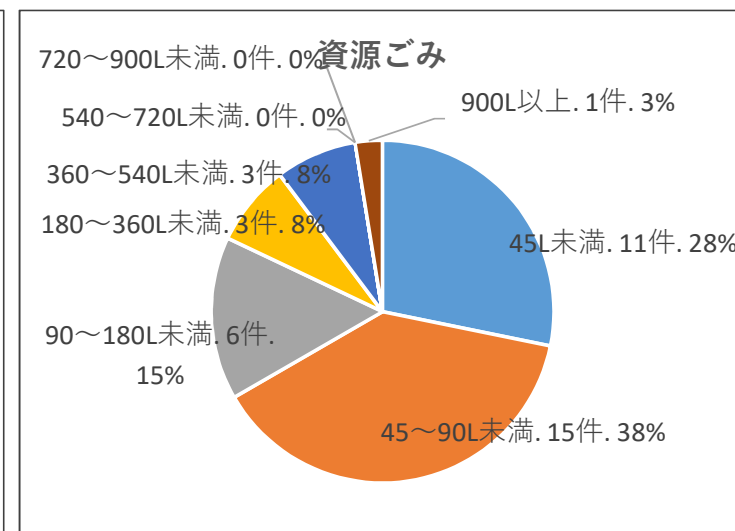
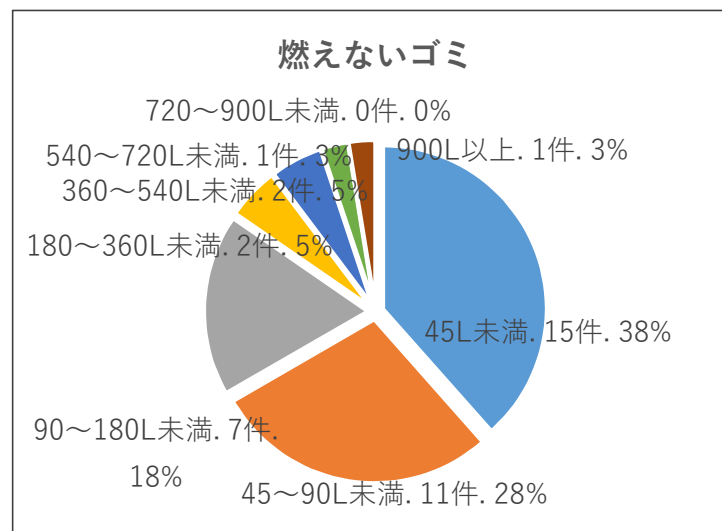
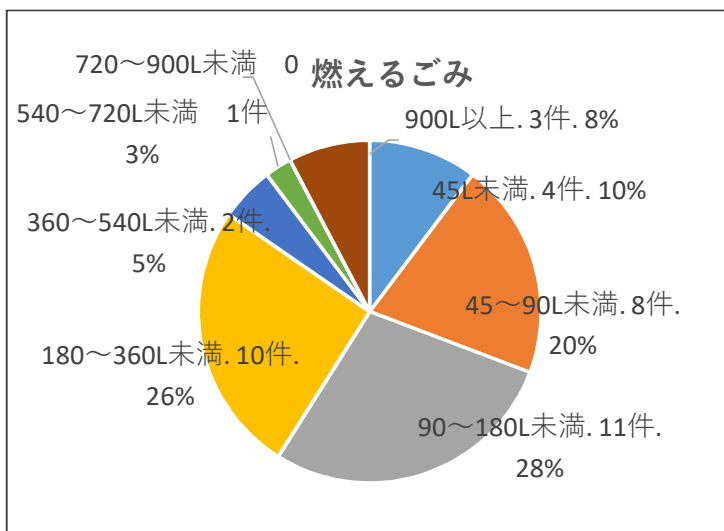
アンケート結果

問9. 貴事業所では、ごみの排出量を把握していますか。



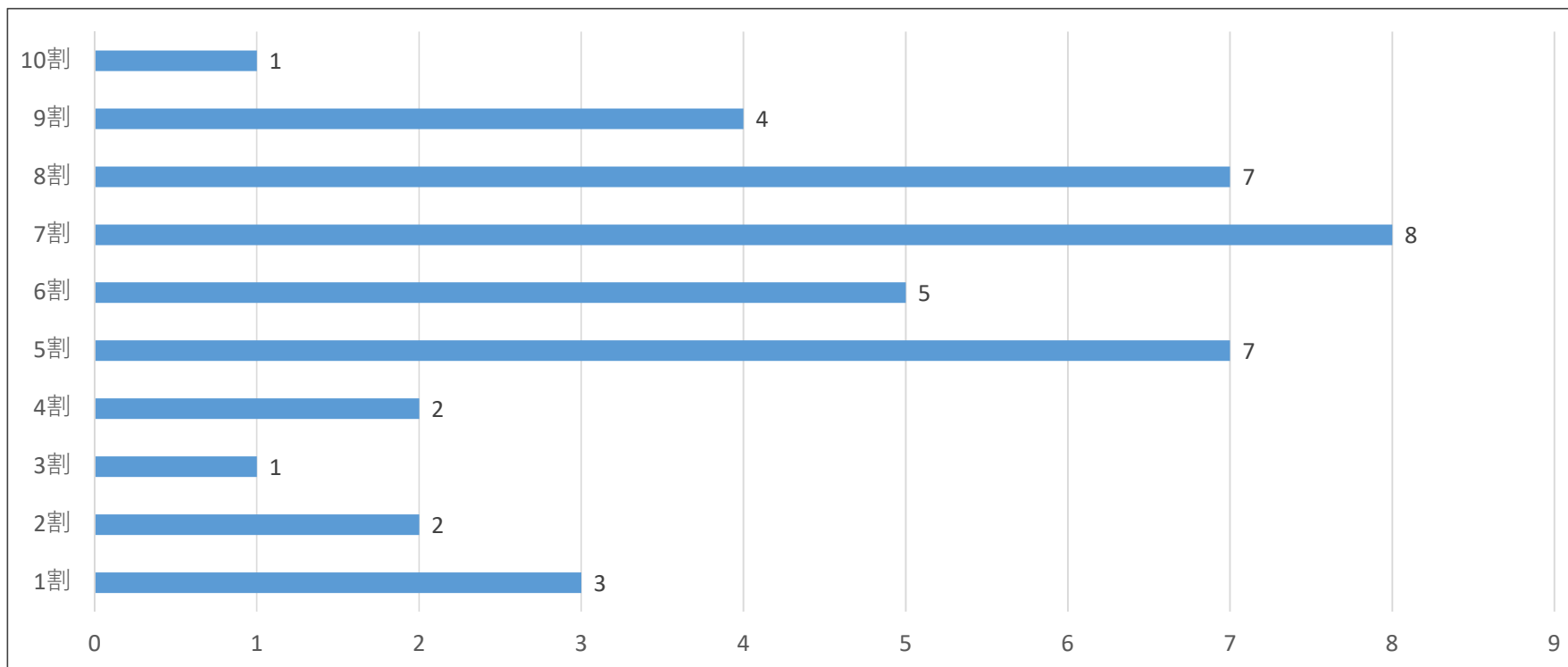
アンケート結果

問10. 問9で「1. 全て把握している」「2. 一部は把握している」とお答えの方にお尋ねします。貴事業所では、1週間にどれくらいごみを排出していますか。排出量は指定ゴミ袋のサイズで1週間に換算してお答えください。



アンケート結果

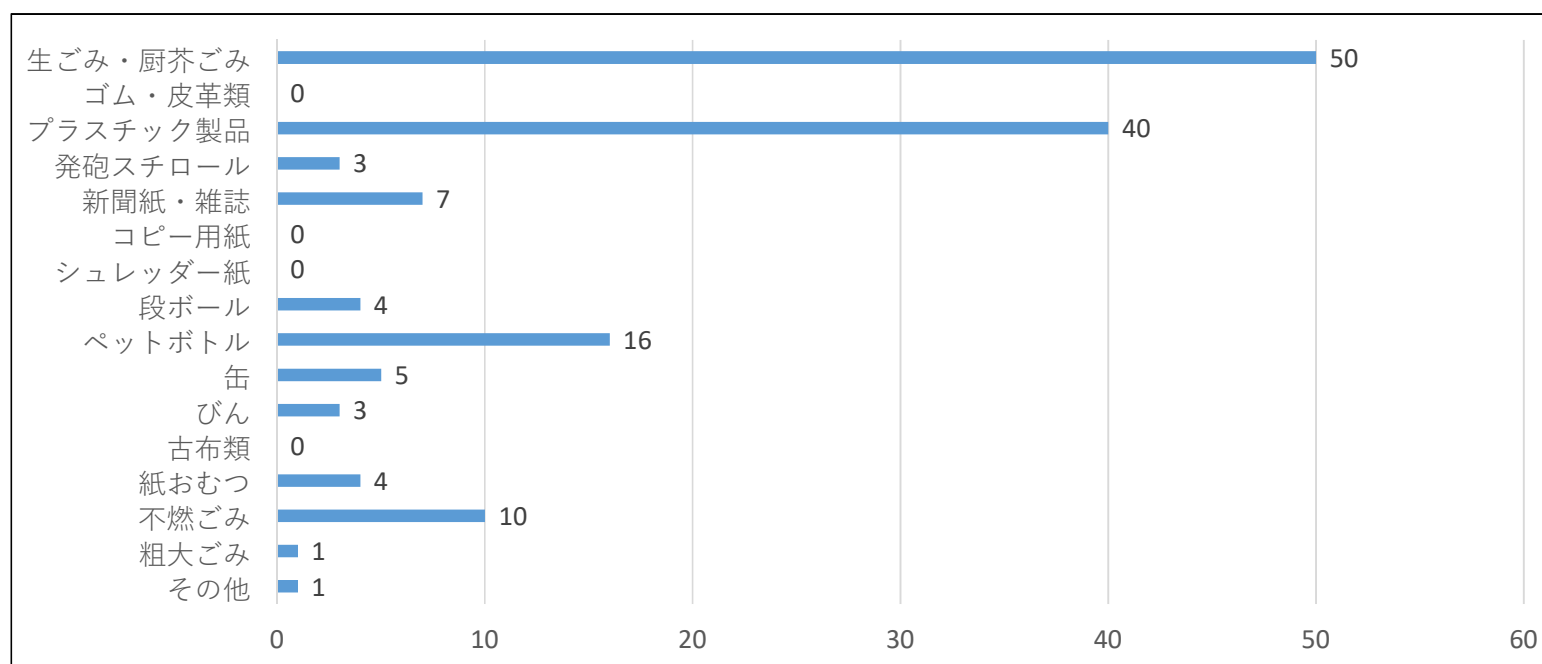
問10-1. 「燃やすごみ」のうち「生ごみ・厨芥ごみ」の占める割合をお答えください。



○燃やすごみのうち生ごみ・厨芥ごみの占める割合の平均 ⇒60.8%

アンケート結果

問11. 貴事業所で、排出量の多いごみは何ですか。
(重量を把握していない場合は推測で構いません) (3つ回答)



○その他の回答：折り込み紙・カタログ紙

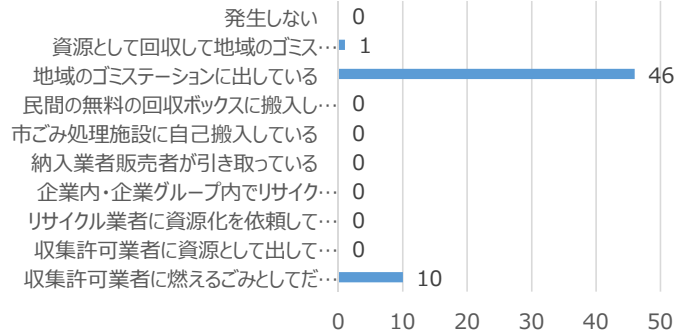
○生ごみ・厨芥ごみの排出が多いと回答した事業者は57事業者中50事業者（88%）であった。

アンケート結果

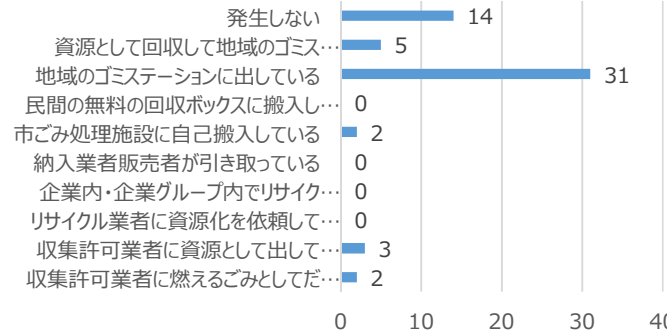


問12. 貴事業所では、発生するごみや資源物をどのように処理していますか。

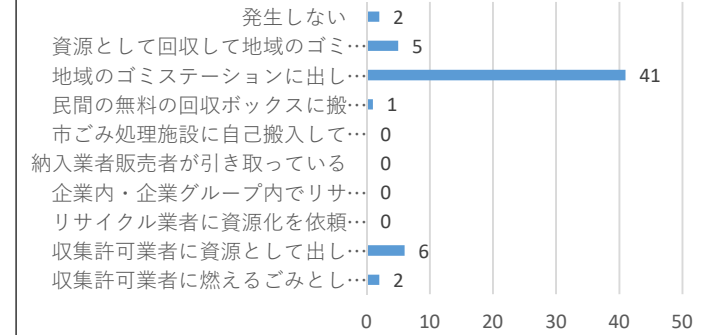
生ごみ・厨芥ごみ



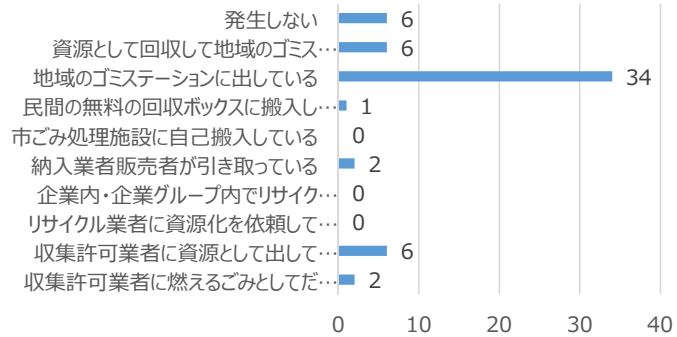
ゴム・皮革類



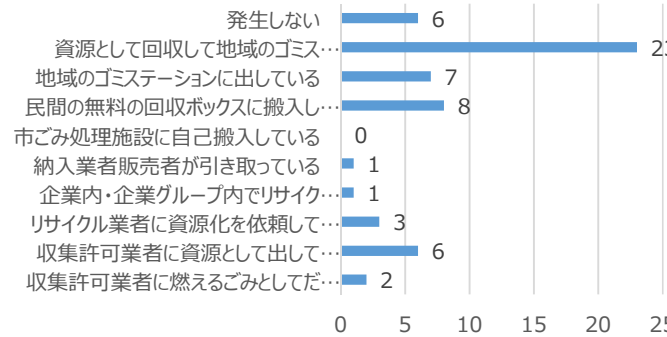
プラスチック製品



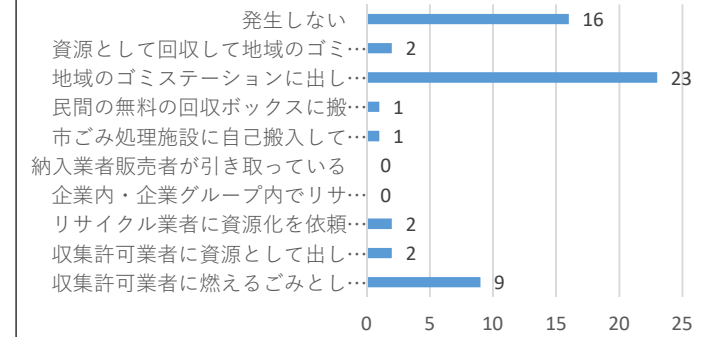
発泡スチロール



新聞・雑誌



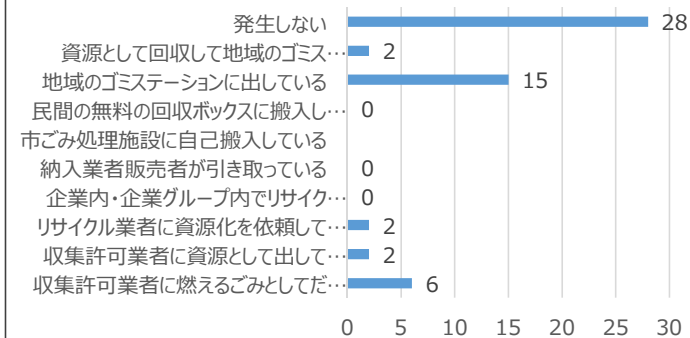
コピー用紙



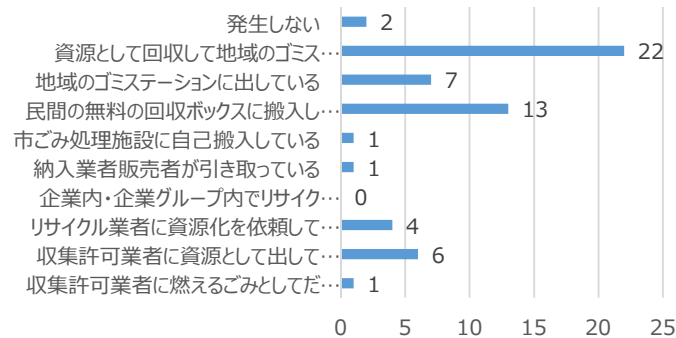
アンケート結果

問12. 貴事業所では、発生するごみや資源物をどのように処理していますか。

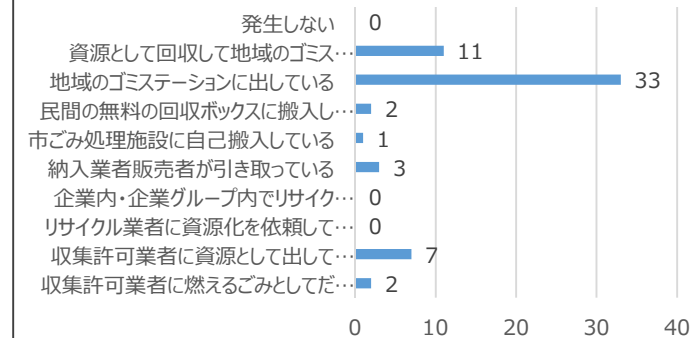
シュレッダー紙



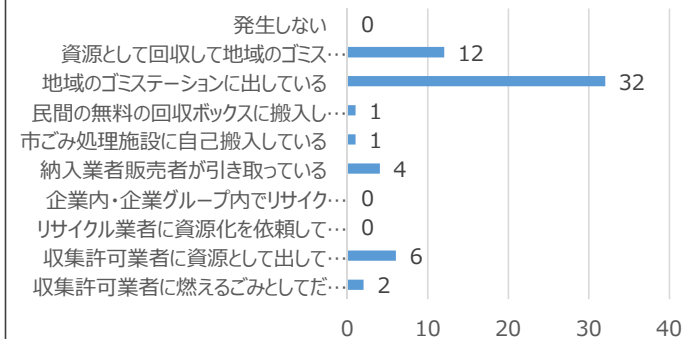
段ボール



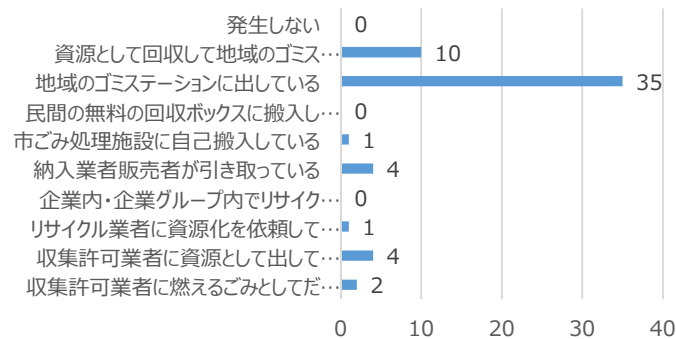
ペットボトル



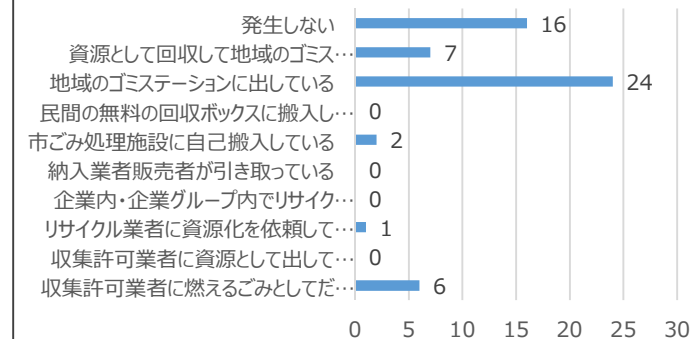
缶



びん

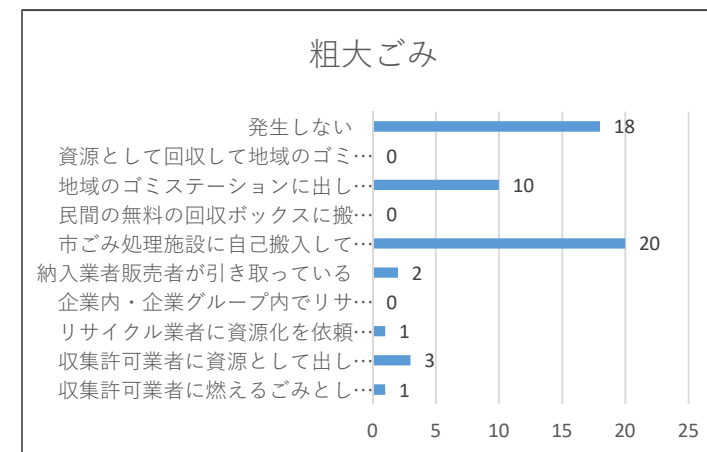
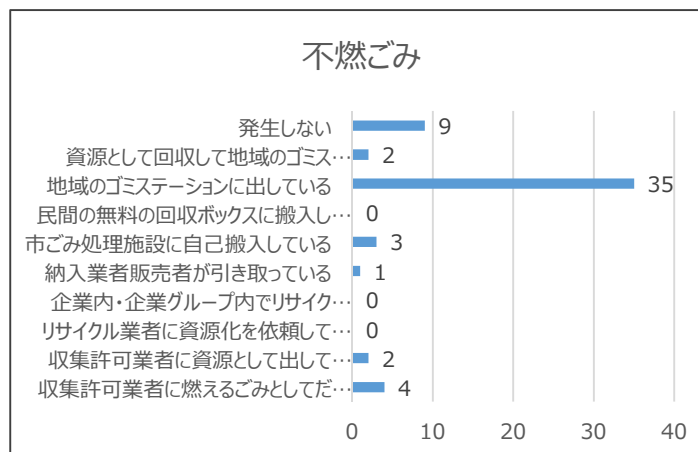
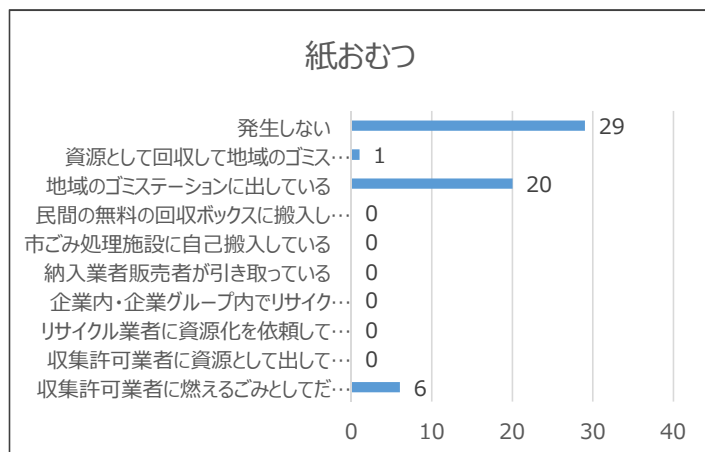


古布類



アンケート結果

問12. 貴事業所では、発生するごみや資源物をどのように処理していますか。

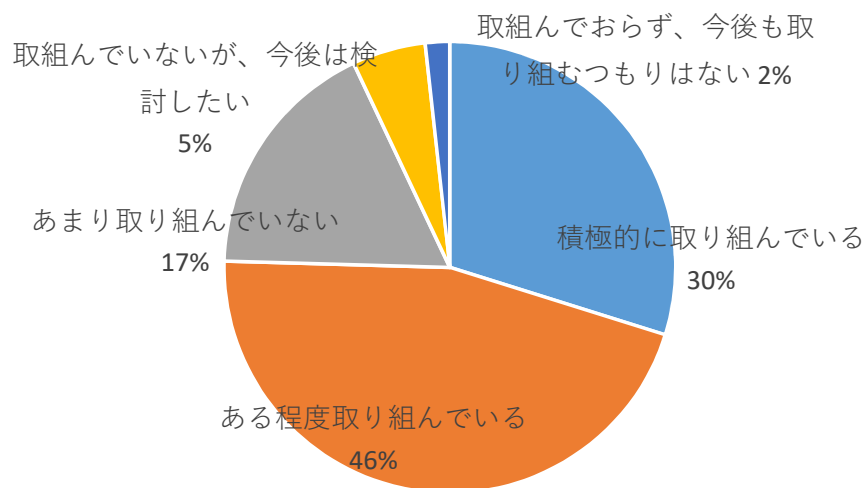


回答の全文

- ①発生しない
- ②資源として地域のごみステーション又は地域で実施している廃品回収に出している
- ③地域のごみステーションに出している
- ④民間の無料の回収ボックスに搬入している
- ⑤市ごみ処理施設に自己搬入している
- ⑥納入業者・販売者が引取っている
- ⑦企業内・企業グループ内でリサイクルしている
- ⑧リサイクル業者に資源化を依頼している
- ⑨収集許可業者に資源として出している
- ⑩収集許可業者に燃えるごみとして出している

アンケート結果

問13. 貴事業所は、日頃からごみの減量や資源化に取り組んでいますか

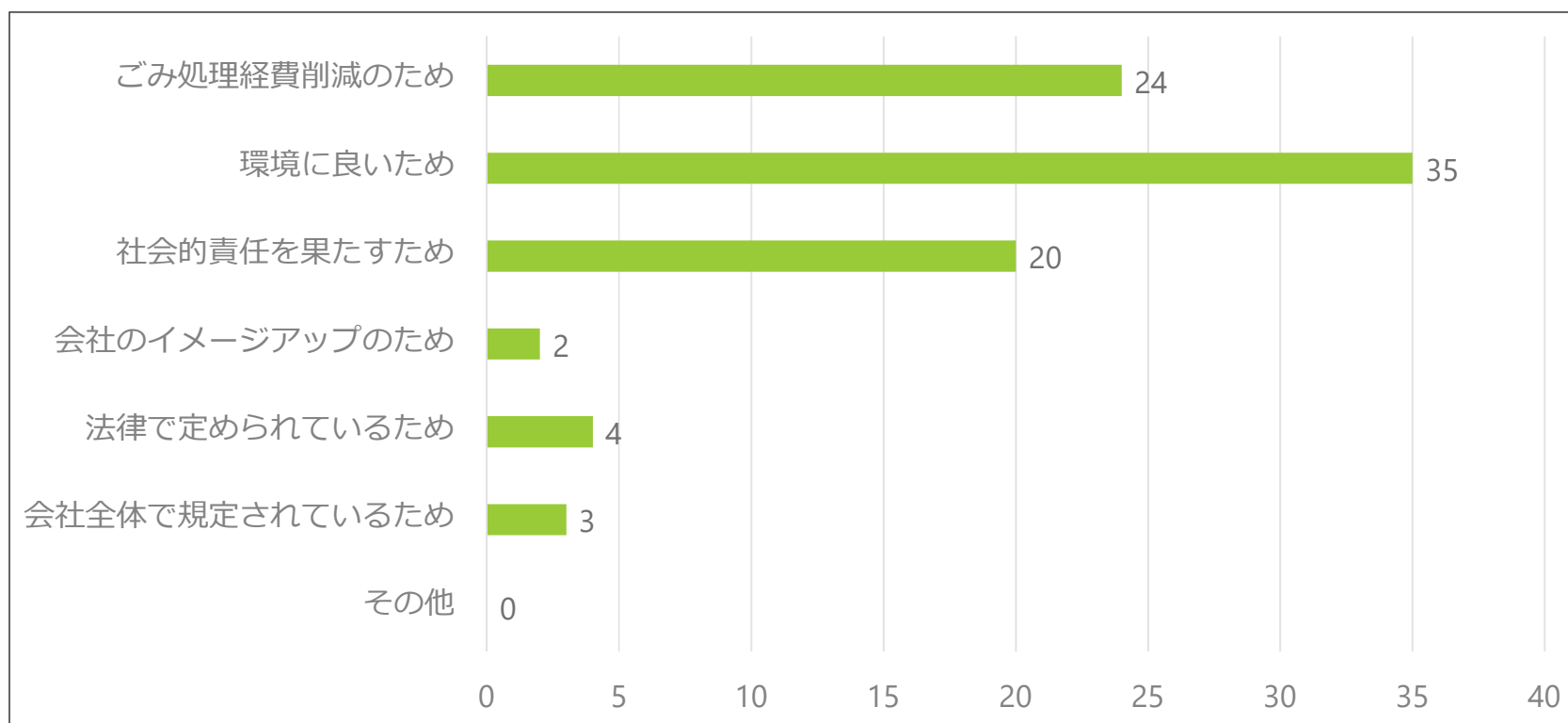


業種	回答数	内訳
積極的に取り組んでいる	17	ホテル・旅館:3 介護福祉施設:1 飲食業:13
ある程度取り組んでいる	26	ホテル・旅館:12 介護福祉施設:1 スーパー:1 飲食業:10 食品加工:2
あまり取り組んでいない	10	ホテル・旅館:2 介護福祉施設:2 スーパー:1 飲食業:5
取組んでいないが、今後は検討したい	3	ホテル・旅館1、飲食業2
取組んでおらず、今後も取り組むつもりはない	1	スーパー・コンビニ1

○ごみの減量や資源化に取り組んでいる事業者は57の事業者のうち43事業者（75.4%）であった

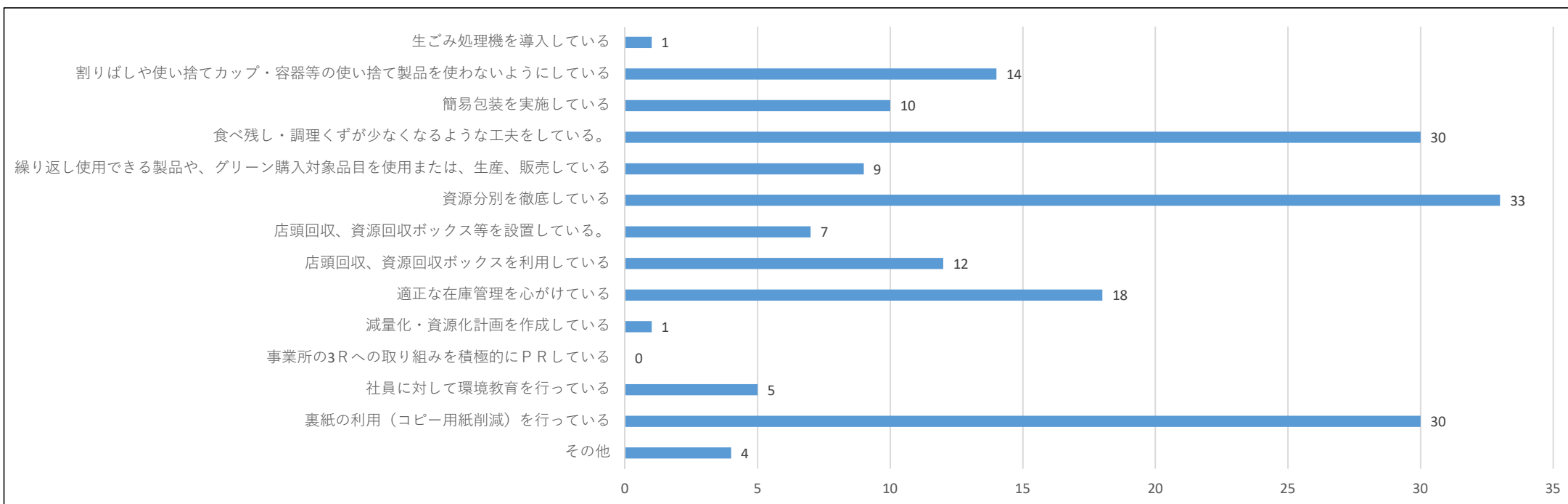
アンケート結果

問14. ごみの減量や資源化に取り組む理由はなんですか？（複数回答可）



アンケート結果

問15. 問13で「1～3」とお答えの方にお尋ねします。現在、どのような取り組みを行っていますか（複数回答可）

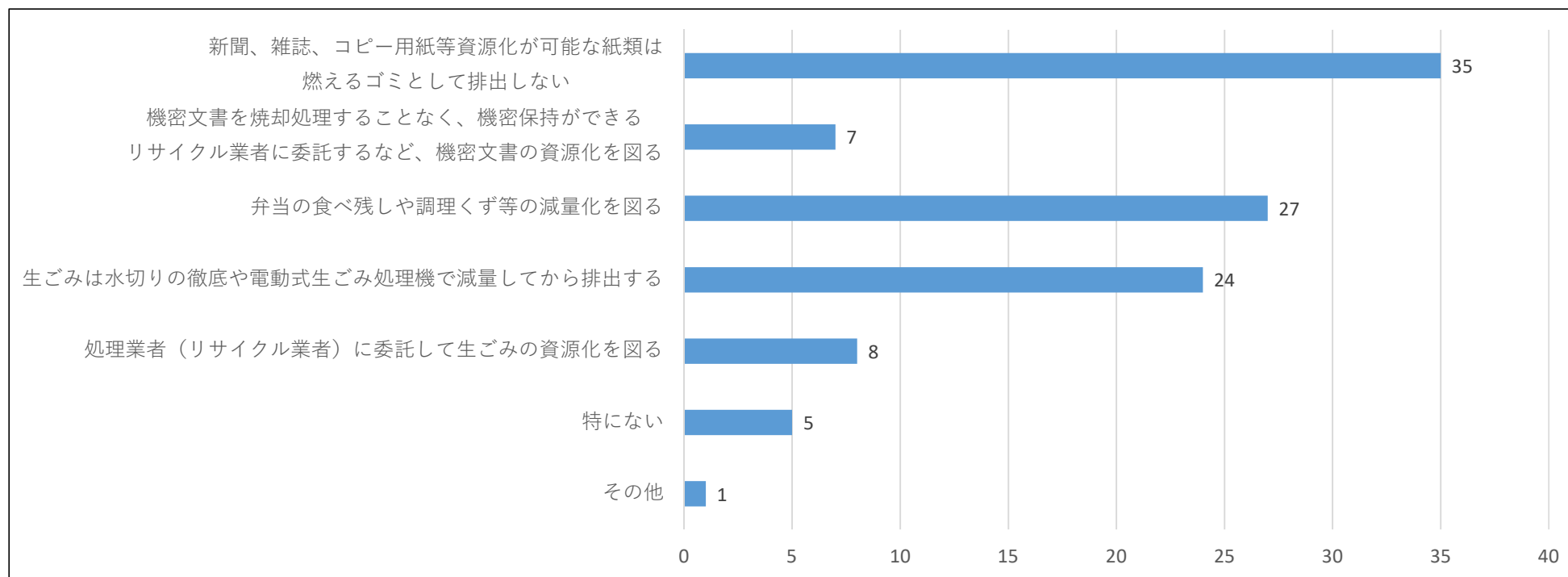


その他回答

- 作業所、学校の資源回収で出す。○生ゴミは、肥料（あそブルーシーに出している）堆肥作り。
- 小さく出来る物は徹底して小さくして処理している

アンケート結果

問16. 事業者から排出される燃えるごみを減少させるためには、紙類の資源化、生ごみの減量化が効果的と考えますが、どのような取り組みが効果的だと考えますか。（複数回答可）

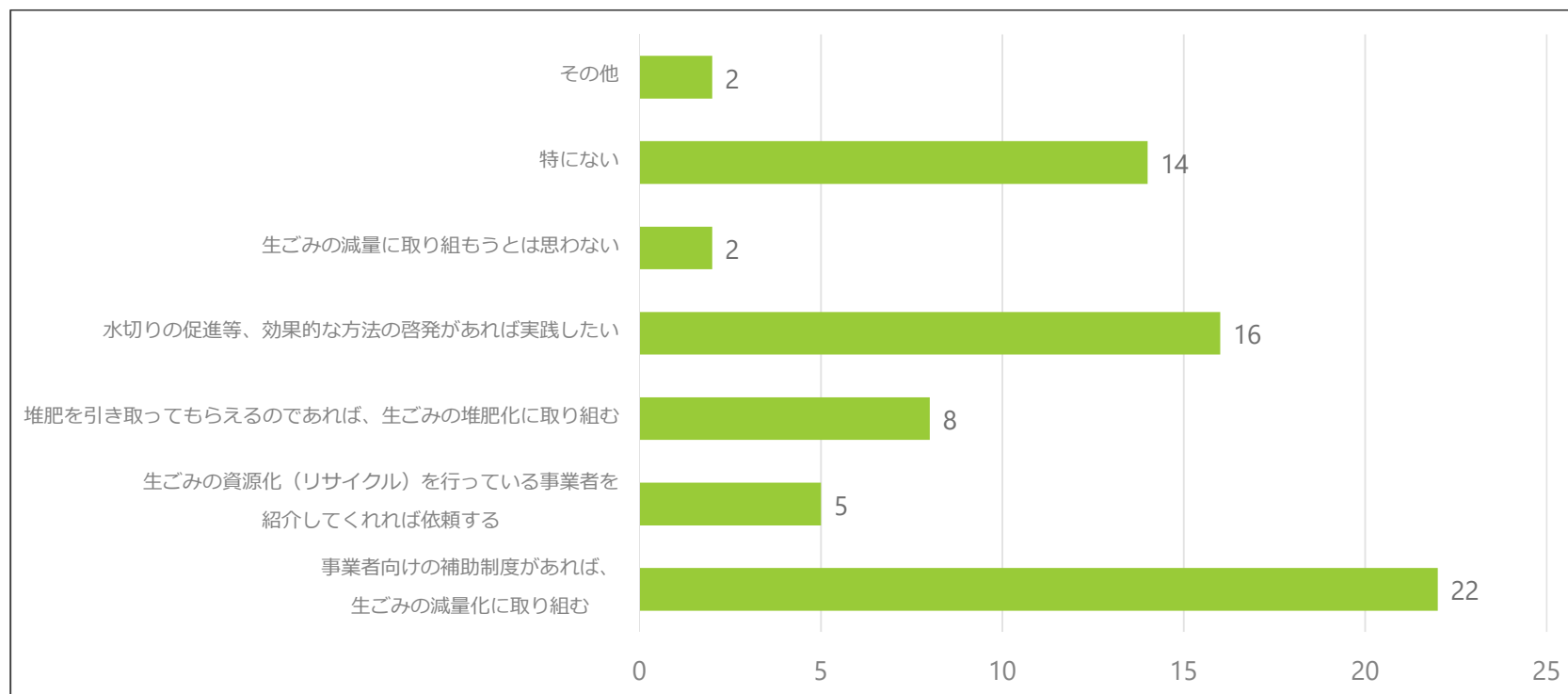


その他回答

○決められた問いを問うことが間違っている。

アンケート結果

問17. 市がどのような施策を行えば、生ごみの減量に取り組まれますか（複数回答可）

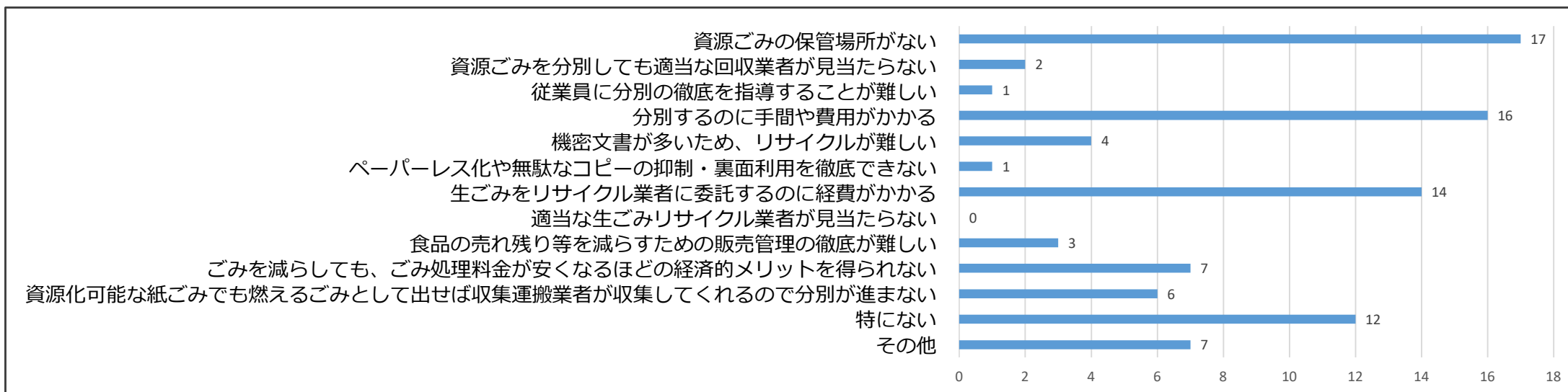


その他回答

- 決められた問いを問うことが間違っている。
- 飲食店営業している以上、生ごみの減量はこれ以上無理

アンケート結果

問18. 貴事業所で、ごみの減量やリサイクルを進めるうえでの課題は何ですか。（複数回答可）



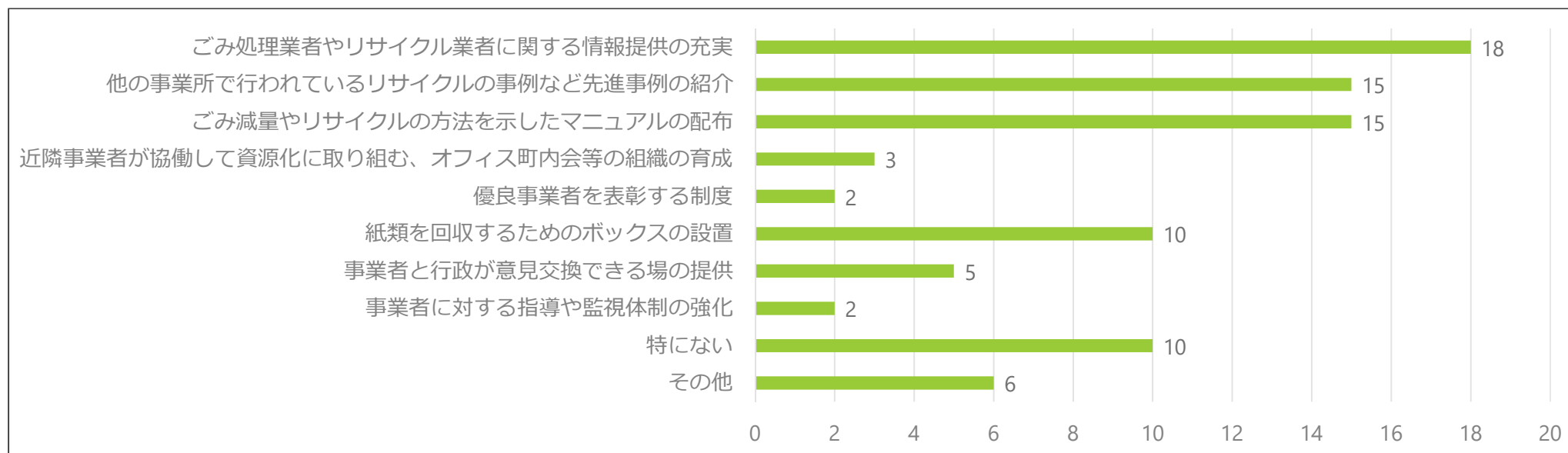
その他回答

- 紙オムツの減量化は難しい
- お客様が持ち込むゴミなので分別はむずかしい
- 生産者が考えるべきでもあるのでは
- 資源ゴミを分別して出しているが、それを混ぜこぜし、パッカー車に入れる所を何回も見ている。分別の意味ない。この様な調査も大変大切ではあるが、回収者のモラルも問われているのでは？手間かけ分別している者として悲しく感じる
- 離水（水きり）ができにくい。
- 商品を製造している会社が取り組むべきです。
- お客様にゴミ分別を求めることは難しい

アンケート結果



問19. 今後、ごみ減量やリサイクルに取り組むために、市がどのような施策・取り組みを行うことが必要だと思いますか。（複数回答可）



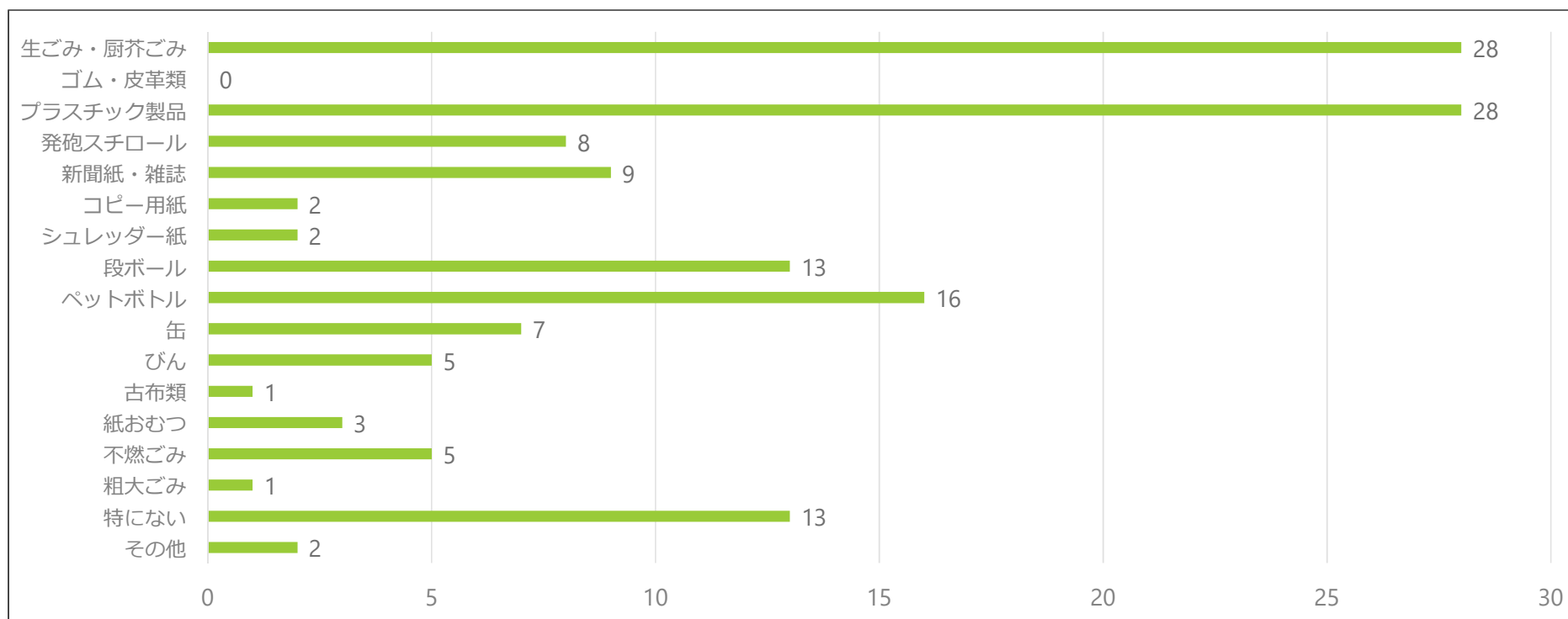
その他回答

- 市職員の給与・賞与等の削減を財源にする。
- アンケート用紙封筒等、このようなアンケートの場合特にペーパーレス化をすべきだと思います。次回からは必ず行ってください。
- 大型ゴミ、衣類、食器等を取り扱うリサイクル施設があり、市民が持ち込み、購入ができる。
- これ以上ごみ減量はむずかしい
- 他の自治体で取り組んでいる事例（住民の取組）

アンケート結果



問20. 今後、減量・資源化をしたいと考えているごみは何ですか。(複数回答可)



その他回答

○年間に何日かゴミ収集を休まれることがあります。町内にゴミが山積みされカラスがつつくなど美化にも問題があると思います。何とか人員をやりくりして収集していただきたい。

○リサイクルできるものは実施しているのでこれ以上は無理

問21. ごみの減量・資源化に関するご意見・ご提案などがございましたら、自由にご記入ください。

ご意見

役所関係の調査等は今時分とか盆などの何かと気ぜわしい頃に来る事が多い。いろいろ都合があると思いますが、考慮して貰えたら有難い

議員も削減し財源にすること。

メーカーのプラスチックetcを使用しない。結局はそこからと思います。

野菜くずや植物の減量をするための電動処理機を使いたいけど置く場所がない。畑があれば自家製堆肥として使いたいけど畑もないのでそのままゴミとして出しています。

理想としては生ごみを資源化、生ごみを微生物を用い堆肥化し、使用する事で科学肥料との置き替えを進め環境への負担を軽減する。

地域のリサイクルステーションに当番でいくことがあるが、他の事業所や家庭の資源ゴミ等を袋からあけて入っているゴミの確認をしたり個人を特定して注意したりちょっとやり過ぎでないか。プライベート等もあるのでミスで資源ゴミに入ってしまうこともある。あまり厳格にするとかえってリサイクルゴミとして回収するのではなく不燃ゴミや生ゴミの方に入れることになる。

生ごみの堆肥化の具体的な方法があれば知りたい。におい等近所迷惑にならない方法設備などがあれば参考にしたいと思う。

指定ゴミ袋（ブルー袋）不燃用破れやすい。

飲食店における減量はほぼ皆無に等しい。食材販売元のパッケージや梱包等のあり方を検討するべきだ。特にアマゾン

令和5年度 ごみ減量・資源化の実証事業と環境教育について

【令和5年度 当初予算概要資料から抜粋】

ごみの減量・資源化促進事業

■ごみの減量化・資源化の実証と環境教育の推進 4,000 千円

資源循環の促進に向けた具体的取組を基本指針で策定するため、ごみの減量化・資源化による実証事業を行うとともに、環境学習を推進する。

【実証事業等】

- 観光旅行者等に向けた循環資源の再資源化意識の醸成実証事業
- 観光関連事業者等を対象とした事業系可燃ごみ(生ごみ)の減量化・資源化調査及び実証事業
- 回収拠点の設置による資源ごみ回収システム構築実証事業
- 子どもを対象とした環境学習の実施

① 観光旅行者等に向けた循環資源の再資源化意識の醸成実証事業

→文珠地区及び府中地区（天橋立駅、汽船乗り場、ケーブル乗り場等）における観光客向けの啓発看板及び分別用ごみ箱の設置を検討

② 観光関連事業者等を対象とした事業系可燃ごみ(生ごみ)の減量化・資源化調査及び実証事業

→市内ホテルと実証事業実施に向け調整

- ・各部屋用及び各フロア用分別ごみ箱の設置（実施に向け内容調整中）
- ・コンポスト等による生ごみ減量化（機種選定も含め導入可能性を検討中）

③ 回収拠点の設置による資源ごみ回収システム構築実証事業

→小学校1か所、中学校1か所の資源ごみ回収拠点の設置に向け検討・調整中
回収品目：段ボール・雑誌・衣類等

④ 子どもを対象とした環境学習の実施

→学校等と連携しながら随時環境教育を実施予定

7/17 阿蘇海フェスタにおいて、(株)JEPLAN 様の協力のもと、環境すごろく(リサイコロ)及び循環資源粘土の体験イベントを通じた環境学習を実施予定。
※資源循環の象徴として「デロリアン」も展示予定。

一般廃棄物処理手数料（し尿）の見直しについて

宮津市廃棄物減量等推進審議会

（令和4年度第1回し尿手数料検討部会を改定）

※R5.7.7時点 各数値は精査中であり、今後変更があり得ます。

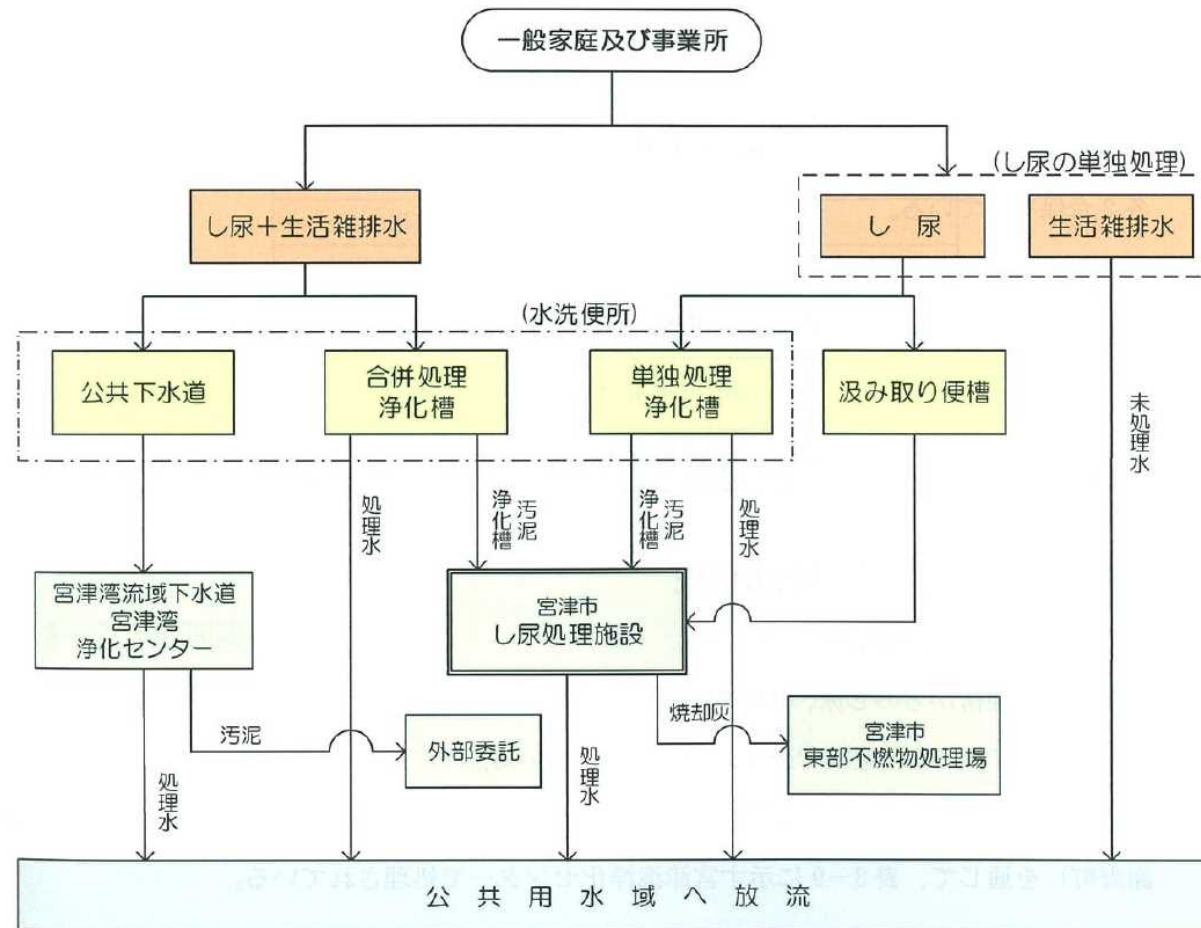
1.見直しの背景

- ①平成23年の手数料改定から10年が経過。（人件費の高騰及び物価変動等への対応）
- ②市民の汚水処理（公共下水道、合併浄化槽、し尿汲取り）経費負担の公平性と
受益者負担のあり方

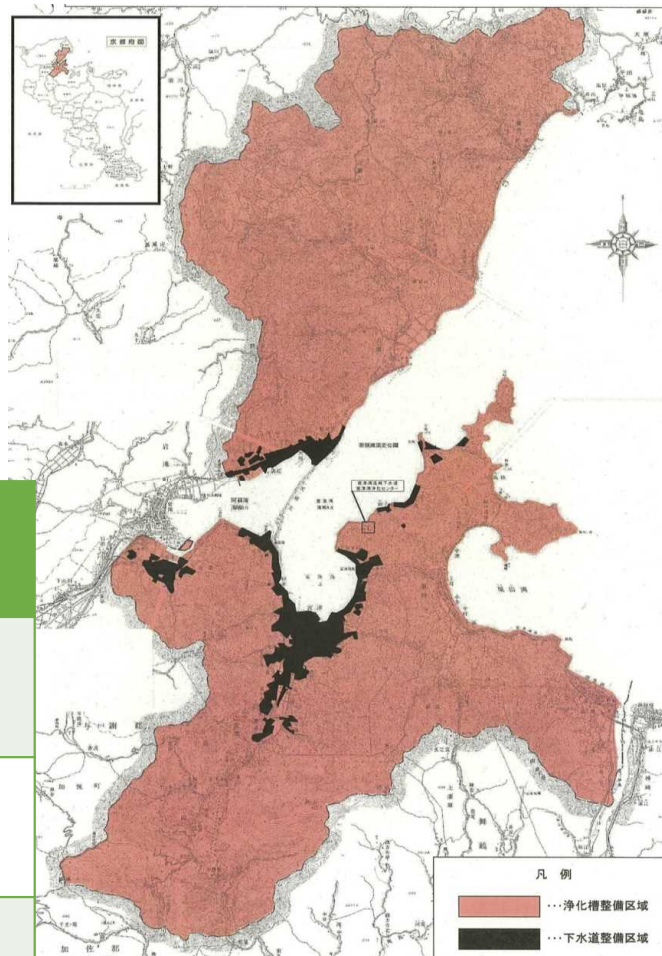
2.見直しの目的

○市民が快適に生活できるよう、その基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保するためには、将来にわたり生活排水処理を適正に行うとともに、安定した行財政運営（し尿処理手数料の適正化）が必要 ⇒豊かな水環境の住みよいまちづくり

3.生活排水処理フロー



3-1.水洗化整備区域図（下水道、浄化槽）



地 区		整備手法
由良地区		浄化槽
栗田地区	田井・矢原・獅子	下水道
	上記以外	浄化槽
宮津地区	皆原・山中	浄化槽
	上記以外	下水道
上宮津地区	旧上宮津小学校より南	浄化槽
	旧上宮津小学校より北	下水道
吉津地区	阿蘇海沿岸の一部	浄化槽
	上記以外	下水道
府中地区		下水道
日置地区		浄化槽
世屋地区		浄化槽
養老地区		浄化槽
日ヶ谷地区		浄化槽

…浄化槽整備区域
 …下水道整備区域

〈参考〉 R4年度 処理方式別 処理人口	
下水道	10,291 人 (接続率85.9%)
浄化槽	1,816人
汲取り	4,447人

4.し尿汲取り収集運搬手数料の見直し経過

見直年月日	委託料（円/18ℓ当たり）			計量器修繕 負担分	備 考
	合 計	原 価	消費税相当額		
S53.11～	120円	120.6円	—	—	汲取り業務委託開始
S59.11～	130円	130.32円	—	—	
H元.3～	135円	134.56円	—	—	H元.4.1消費税3%施行
H5.6～	142.5円	142.38円	—	—	
H9.7～	160円	153円	7円(5%)	—	H9.4.1消費税5%施行
H13.1～	172円	164円	8円(5%)	—	
H23.7～	203円	191円	9円(5%)	3円	し尿計量器導入
R元.10～	213円	191円	19円(10%)	3円	R元.10.1消費税10%施行

5.し尿汲取り収集運搬手数料 受益者負担の状況

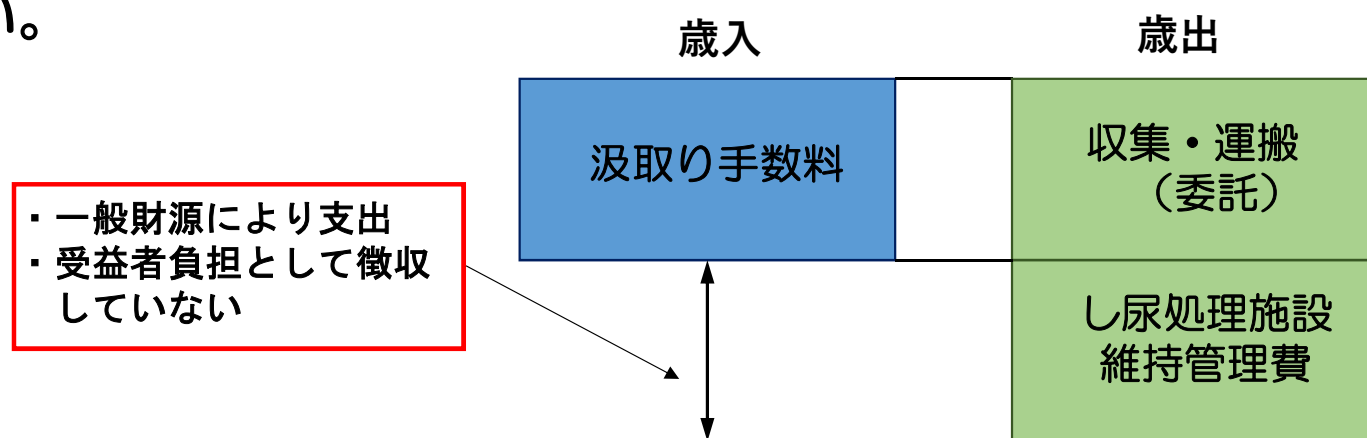
○一般廃棄物処理手数料（し尿） [213円/18ℓ] ≡

し尿汲取り収集運搬業務費用 [210円/18ℓ]

+

維持管理費用（計量器の修繕等） [3円/18ℓ]

○し尿処理施設維持管理経費相当分については、手数料を徴収していない。



5-1.汚水処理（公共下水道、浄化槽、し尿汲取り）使用料・手数料

処理方式		モデル費用（1年当たり）			世帯員1人 あたり単価
		1人世帯	2人世帯	4人世帯	
下水道 R5.10から適用の下水道使用料 （平均25%増額）反映後		21,700円	32,000円	56,500円	1人世帯：21,700円 2人世帯：16,000円 4人世帯：14,125円
		1,805円×12か月	2,663円×12か月	4,702円×12か月	
浄化槽	5人槽	55,300円			1人世帯：55,300円 2人世帯：27,650円 4人世帯：13,825円
	延床面積170㎡以下住宅	浄化槽費用・法定点検費用・電気料金（△維持管理補助金）			
	7人槽	70,400円			1人世帯：70,400円 2人世帯：35,200円 4人世帯：17,600円
	延床面積170㎡超住宅	浄化槽費用・法定点検費用・電気料金（△維持管理補助金）			
汲取り	普通便槽	7,100円	14,200円	28,400円	7,100円
	56.4ℓ/月・人	50ℓ×213円/18ℓ ×12月	100ℓ×213円/18ℓ ×12月	200ℓ×213円/18ℓ ×12月	
	簡易水洗	14,200円	28,400円	56,800円	14,200円
	105.8ℓ/月・人	100ℓ×213円/18ℓ ×12月	200ℓ×213円/18ℓ ×12月	400ℓ×213円/18ℓ ×12月	

5-2.北部7市町 し尿汲取り収集運搬手数料の比較

市町村名		綾部市	福知山市	舞鶴市	京丹後市	与謝野町	伊根町	宮津市
現在の料金 改定年月		令和元年 10月	平成26年 4月	平成28年 4月	令和元年 10月	平成29年 6月	平成22年 4月	令和元年 10月
汲 取 り 料 金	従量制	220円/18ℓ	170円/18ℓ	(税別) ◆一般家庭 245円/18ℓ ◆事務所 255円/18ℓ ※最低料金 720円 (36ℓまで)	200ℓまで 2,200円 超過料金 277.75円/ 25ℓ ※10円未満 切捨て	180ℓまで 1,620円 超過料金 9円/ℓ	180ℓまで 1,400円 超過料金 8円/ℓ	213円/18ℓ
		仮設トイレ 1,100円/回 加算	仮設トイレ 6,800円/回					
	単価/ℓ	12.22円	9.44円	14.97円 (一般家庭)	11.11円	9.00円	8.00円	11.83円
	従量制 予定 日以外の臨時 汲取料金	同上	同上	590円	—	—	—	同上
R元年10月消費税 率改定に伴う料金 改定		<u>あり</u>	なし	なし	<u>あり</u>	なし	なし	<u>あり</u>
4人世帯 200ℓ/月・回 手数料比較		2,444円 (税込み)	1,889円 (税込み)	2,994円 (税込み)	2,200円 (税込み)	1,800円 (税込み)	1,560円 (税込み)	2,367円 (税込み)

6.令和4年度の主な議論・検討事項

- 主に受益者負担（処理施設等のランニングコストに対し一定割合の費用を負担）の考えに基づいて議論する中、
 - ・市全体の方針として受益者負担率の考え方が示されていない
 - ・下水・し尿、それぞれの汚水処理経費と負担割合、1人当たり経費負担が分かる資料が示されていない
 - ・現行の収集運搬経費を手数料とする考えにし尿処理施設管理経費を加えれば市民生活に支障が生じるレベルの負担増となる懸念がある
- ➡ こうした中、さらなる議論が必要との認識から、引き続きの検討課題となった。

令和3年度決算におけるし尿処理経費等の状況

◆歳出

○し尿収集運搬経費	76,722
うち運搬事業者への委託	71,957
その他事務費	931
人件費	3,834

○し尿処理施設運営経費	83,800
運営経費(運営委託料、光熱水費、薬品代等)	52,618
整備費(工事費等)	17,855
人件費	13,327

歳出合計	160,522	A
うち、ランニングコスト	142,667	B

◆歳入

○し尿汲み取り手数料	75,143	C
現年分	72,355	
過年度分	2,788	
[参考]現年滞納分	904	

※イニシャルコスト

歳入合計	75,143
------	--------

◆収集運搬経費について

・人件費を除いた収集運搬経費と、滞納がない場合の現年分の汲み取り手数料はバランスしている
 課題：①滞納対策の強化 ②人件費を含めた費用負担

◆処理施設運営経費について

・原則運営経費に充当する財源なし(一般財源対応)
 ・整備費の一部は起債を充当
 ・将来にわたり生活排水処理を適正に行うため、安定した行財政運営が必要(手数料の見直し)

参考① 歳出全体に占める手数料割合 (A/C)

47%

参考② ランニングコストに占める手数料割合 (B/C)

53%

参考③ 汲取り利用者1人当たりし尿処理経費 (A/4,673人)

34.4千円/人

参考④ 汲取り利用者1人当たりし尿処理経費(ランニング)(B/4,673人)

30.5千円/人

※汲取り利用者数：4,673人(2,808世帯)

この差分をし尿汲み取り手数料の見直しで負担

令和4年度予算における下水道事業会計の状況

◆歳出

○収益的収支（3条予算）	879,799	D
維持管理費	308,330	
減価償却費	444,558	
支払利息	92,440	
人件費等(退職給与費・引当金含む)	25,137	
その他	9,334	
○資本的収支（4条予算）	827,453	E
建設改良費	70,128	
流域下水道建設負担金	56,039	
企業債償還金	700,286	
その他	1,000	

◆歳入

○収益的収支（3条予算）	817,148	F
営業収益	234,968	
下水道使用料金収入	234,562	G
その他営業収益(手数料等)	406	H
営業外収益	582,180	I
一般会計補助金(基準内繰入)	391,132	
長期前受け金戻入	188,401	
その他	2,647	
○資本的収支（4条予算）	617,192	
企業債	426,200	
一般会計借入金	40,000	
他会計補助金	142,353	
他会計負担金	5,296	
受益者負担金	3,343	

◆収益的収支（3条予算）

- ・損益▲62,651千円
※使用料収入で充当すべきもの

◆資本的収支（4条予算）

- ・資本的収支差引▲210,261千円

◆資金残高

- ・（一般会計から40,000千円借入れた上で）67,170千円
※資金ショートを起こす懸念

※R4予算をベースに将来予測を行い、
①単年度の収益的収支の黒字化
②資金が枯渇しないようにする
この方針に基づき、R5.4より下水道
使用料平均を25%引き上げた

資金残高	67,170
------	--------

参考⑤ 歳出全体(3条+4条)に占める下水使用料割合	G/ (D+E)	14%	(17%)	
参考⑥ 3条予算に占める下水道使用料割合	G/D	27%	(33%)	※()は使用料25%UPの場合
参考⑦ 使用料で負担すべき額に占める下水道使用料割合	G/ (D-H-I)	79%	(99%)	
参考⑧ 下水道利用者1人当たり下水処理経費	(D+E/10,291人)	165.9千円/人		
参考⑨ 下水道利用者1人当たり下水処理経費(3条予算)	(D/10,291人)	85.5千円/人		
参考⑩ 下水道利用者1人当たり使用料で負担すべき額	((D-H-I) /10,291人)	28.9千円/人		

※下水道利用者数：10,291人(4,821世帯)

し尿処理に関する手数料について (原価積み上げ方式に伴う使用料等の見直し指針(案)に基づく費用計算)

区分	年間経費(千円) (R元/R3平均)	÷1.1(税抜) ①	し尿処理施設処理量(ℓ)			原価積み上げ方式による手数料(円/18ℓ)		
			②	し尿分	浄化槽汚泥分	計算式	手数料	×1.1(税後)
し尿収集運搬経費	84,592	76,902	6,388,045	6,388,045	0	①÷②×18	216.7	238.4
うち運搬事業者への委託	73,026	/	/	/	/	/	/	/
その他事務費等	968							
人件費	3,798							
収集運搬経費の物価変動等による見直し分	6,800							
し尿処理施設運営経費	56,262	51,148	10,265,440	6,388,045	3,877,395	①÷②×18	89.7	98.7
運営経費(運営委託料、光熱水費、薬品代等)	50,967	/	/	/	/	/	/	/
人件費	5,295							
合計	140,855	128,050	16,653,485	12,776,090	3,877,395		306.4	337.0

※イニシャルコストは除く

現行料金	213 円/18ℓ	→	見直し後の料金	337 円/18ℓ	58% UP
し尿処理施設運営経費の負担割合			10%の場合	248 円/18ℓ	17% UP
	//		20%の場合	258 円/18ℓ	21% UP
※参考	//		30%の場合	268 円/18ℓ	26% UP
	//		40%の場合	278 円/18ℓ	30% UP
	//		50%の場合	288 円/18ℓ	35% UP

■R4.11審議会資料(101.8%UP)との積算の主な違いについて

	基準年度	費用の考え方	負担対象の考え方
R4.11審議会資料	R2・3平均	大規模修繕・減価償却含む 人件費は実支出額(業務時間按分)	し尿量分で浄化槽汚泥量分も負担
今回(R5.7)提示資料	R元・3平均	減価償却含まず 人件費は標準人件費(業務時間按分・給与・期末勤勉手当のみ)	し尿量分のみを負担

7.令和5年度の議論の方向性

■現時点で、市全体の受益者負担の考え方は示すことができない状況

し尿収集運搬費用は人件費をのぞく100%の費用負担→人件費を含む100%

し尿処理費用は費用負担なし→施設管理経費の0%~100%の負担割合を設定

■また、令和5年度より下水道使用料の改定（平均25%増額）により、処理方式による
汚水処理経費のギャップはさらに広がっている状況

→既存施設においても一定の費用負担いただいていること、汚水処理の経費負担の
公平性の観点も踏まえ費用負担のあり方を議論していく

※昨年度の議論（臨時汲取りの費用設定、少量の汲取りに対する最低単位の設定など）も
今後検討を行う

[参考]汲取り業務1件当たりの汲取り量 平均値347ℓ・中央値270ℓ

180ℓ未満の割合：28.5% 54ℓ未満の割合：2.3%